

高松市新総合計画（仮称）

基本構想（素案）

平成19年6月

目 次

【序論】

1	総合計画策定の目的	1
2	総合計画の名称	1
3	総合計画の構成	2
4	総合計画の期間	3
5	総合計画の対象区域	3
6	時代の潮流	4
7	現況と特性	6
8	まちづくりの基本的考え方	15

【基本構想】

1	目指すべき都市像	17
2	まちづくりの目標	17
3	施策の大綱	17
4	主要指標	41
5	土地利用構想	44
6	地域別まちづくり	46
7	総合計画の推進	46

【地域別まちづくり】

- 1 地域区分の目的と考え方 47
- 2 地域別まちづくりの考え方 49

【総合計画の推進】

- 1 総合計画の推進 57

【序論】

※文章中で使用する専門用語等の解説については、作成中

1 総合計画策定の目的

高松市では、昭和48年に「高松市総合計画」を策定して以来、これまでに3次にわたる改定を経て、平成12年度からは、平成23年度を目標年次とする「新・高松市総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に各種施策・事業を推進してきました。

この間、少子・高齢社会の到来などの時代の潮流や、市民ニーズの多様化、国・地方ともに厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

また、三位一体の改革や地域再生などの構造改革により、本格的な地方分権型社会への転換が進み、地方自治の在り方そのものも大きく変わりつつあります。

一方、本市は、平成17年9月26日の塩江町、平成18年1月10日の牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、市域や人口が増大するとともに多種多様な地域資源を有することとなり、今後、これらをいかしたまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流や地域課題に的確に対応し、合併により新しく誕生した本市の持続的な発展と、豊かな市民生活の創造を図るためには、これまで培ってきた拠点都市としての優位性を保持し、中核市としての権能を最大限に発揮しながら、旧市域や合併地区のそれぞれの地域特性をいかし、地域に立脚した視点からの地域の再生を基調とした、新しい高松市を築いていかなければなりません。

このようなことから、新たな目標と発展の方向性を定め、本市の新しいまちづくりおよび市政運営の基本方針として、新しい総合計画を策定するものです。

2 総合計画の名称

総合計画の名称は、第5次高松市総合計画「〇〇〇（未定稿）」とします。

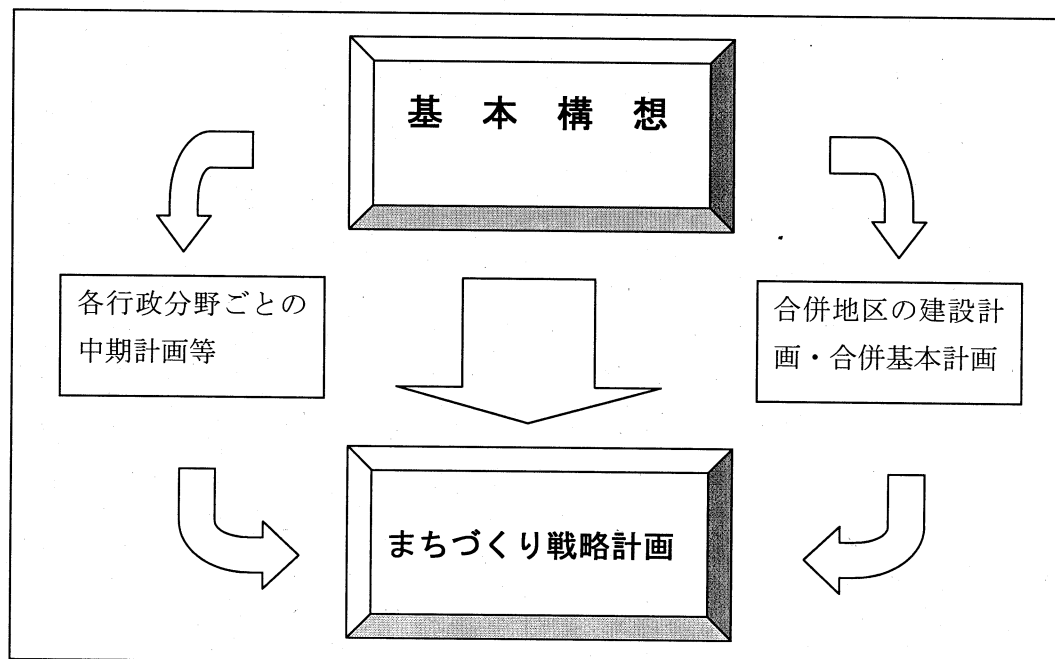
3 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」および「まちづくり戦略計画」で構成します。

<p>基本構想</p>	<p>基本構想は、21世紀中ごろを見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民、市民活動団体、事業者、行政のまちづくりおよび市政運営の共通の基本指針として、施策の基本方向を明らかにするものです。</p>
<p>まちづくり戦略計画</p>	<p>まちづくり戦略計画は、まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成および事業実施の指針とするものです。</p>

※各行政分野ごとに作成される中期計画等については、基本構想を具体化する分野別計画として位置付けます。

【総合計画の概念図】

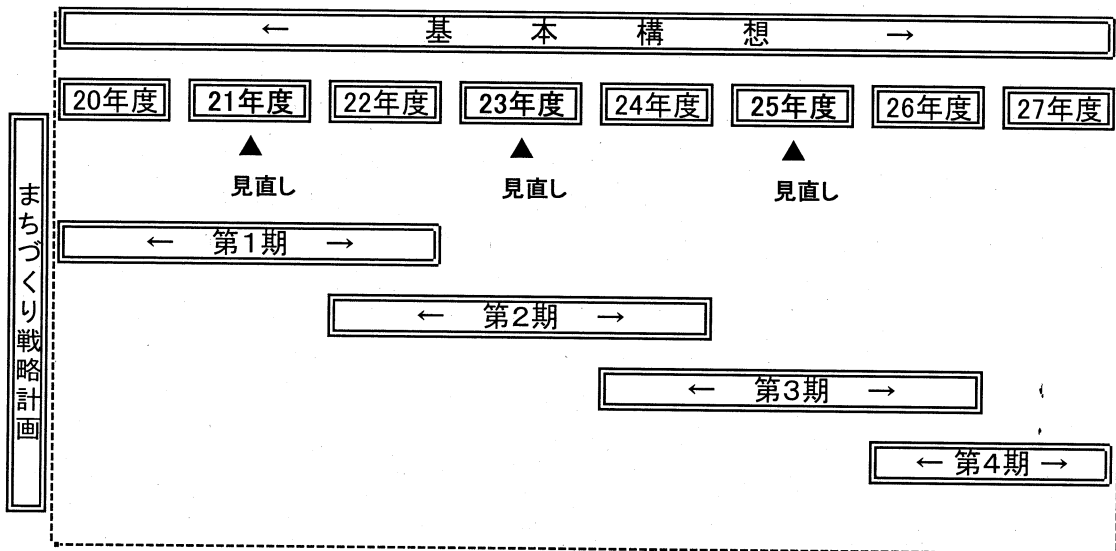


4 総合計画の期間

基本構想の期間は平成20年度（2008年度）から平成27年度（2015年度）までの8年間とします。

まちづくり戦略計画の期間は3年間で、2年ごとに見直しを行うローリング方式とし、平成20年度（2008年度）から平成22年度（2010年度）までの第1期まちづくり戦略計画を定め、以後、第4期までのまちづくり戦略計画を策定します。

ただし、第4期まちづくり戦略計画の期間は2年間とします。



5 総合計画の対象区域

計画の対象区域は、高松市全域とします。ただし、必要に応じて、市域外についても含めるものとします。

6 時代の潮流

社会経済情勢と地域を取り巻く環境は著しく変化しており、合併により誕生した新しい高松市が持続的に発展していくためには、このような時代の潮流を的確にとらえ、まちづくりを進める必要があります。

このため、今日の時代の潮流を、特に、次のようにとらえ、まちづくりに取り組んでいきます。

(1) 人口減少、少子・高齢社会の到来

我が国では、平成17年（2005年）に総人口が減少に転じ、さらに、出生率の低下などによる少子・高齢化が進行し、15歳から64歳の生産年齢人口も減少していくと見込まれるなど、人口減少下での少子・高齢社会に突入したとされています。

人口減少、少子・高齢社会の到来は、労働力人口の減少による経済成長へのマイナスの影響を始め、年金や医療などの社会保障制度、子育ての在り方、地域社会の維持など社会全般にわたり、大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者がいきいきと暮らすことができる環境づくりが求められるとともに、だれもが住み慣れた地域で、心身ともに充実して暮らせる社会づくりが必要です。

(2) グローバル化の進展と地球規模の環境問題への対応

高速交通や情報通信ネットワークの発達などにより、人・物・情報は地域や国を越えた移動が増大するなど、グローバル化は一層進展し、世界はこれまでにない大交流時代に突入しています。

グローバル化の加速により、経済、文化、環境などあらゆる分野において、世界的な相互依存関係が深まっていくと考えられます。

このため、国際感覚を持ち、未来を切り開く人材の育成とともに、地域を訪れる外国人を迎え入れる仕組みづくりや在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

また、地球温暖化への対応やエネルギーの安定的確保が国際社会共通の課題となっており、このような地球規模の課題への対応も視野に入れた取組を進める必要があります。

(3) 地方分権の進展

人口減少、少子・高齢社会の到来により、これまで成長を支えてきた日本型の中央集権的な社会経済システムは限界に直面しており、国・地方自治体ともに危機的財政状況を迎えています。

このような中、国においては、自治体の自立的な財政運営を促す三位一体の改革を推

進するほか、国と地方が適切に役割を分担し、真の分権型社会を構築するために、広域自治体の在り方を見直す道州制の検討も進んでいます。

地方分権改革は時代が求める変革であり、自主・自立した地方分権の実現へ向けての構造転換が着実に進展する中、地方自治体は、自己決定、自己責任の理念に基づく分権時代にふさわしい、地域の実情に応じた自主的・自立的な行財政運営が求められています。

(4) 協働のまちづくり

今日、都市化や核家族化などを背景に、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中で、地域や社会が抱える身近な課題を市民が自らの問題としてとらえ、自らの手で解決に向けて、積極的に取り組むことが求められています。

このため、「自助・共助・公助」の視点に立ち、市民・NPO・企業・行政などが手を携える協働をキーワードに、まちづくりを進めていくことが重要になっています。

(5) 価値観、ライフスタイルの多様化

生活水準の向上、自由時間の増大、核家族化、女性の社会進出など社会環境の変化を背景に、「物の豊かさから心の豊かさへ」、「横並び思考から個性の尊重へ」など人々の価値観やライフスタイルは、多様化しています。

このため、精神的ゆとりや心の豊かさを実感できる、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりやそれぞれの個性を尊重し、それぞれが個性を發揮でき、だれもが、豊かで充実し、いきいきと自分らしく生きることのできる社会づくりが求められています。

(6) 安全・安心の確保

近年、社会的モラルの低下や住民の連帯意識の希薄化などを背景に、犯罪などの発生件数が急増しています。特に、子どもを狙った犯罪や高齢者への巧妙化した詐欺事件が多発するとともに、交通事故、食中毒などへの不安が高まっています。

また、台風などによる自然災害が身近に発生するとともに、近い将来、東南海・南海地震の発生が予想されており、市民の安全への関心が高まっています。

このため、豊かな生活を維持し、安全で安心して暮らせる市民生活の確保が求められています。

7 現況と特性

(1) 人口動態

平成12年と平成17年を比較すると、本市の人口はわずかながら増加していますが、少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

また、都市圏人口では、1次都市圏が2町、2次都市圏が4市1町、3次都市圏が1市3町のまま推移しており、本市の中核・拠点性は維持されています。

一方、香川県は、高校生の卒業後の大学進学および短期大学進学の県内定着率が低い水準で推移しており、高校卒業後の大学等の受け皿が不足していることがうかがえます。

ア 高松市の年齢階層別の人口構成比

年	年齢	15歳未満	15歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
	平成12年		62,861人 15.1%	279,332人 67.0%	74,009人 17.8%
平成17年		60,505人 14.5%	271,957人 65.0%	84,314人 20.2%	418,125人 99.7%

(注) 合計には年齢不詳分を含む。

平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成

(資料) 国勢調査報告(総務省)

イ 都市圏人口

区分	平成12年				平成17年						
	市町	人口	流入率	都市圏人口	市町	人口	流入率	都市圏人口			
1次都市圏	三木町	28,769	40.7	471,654	三木町	28,790	42.2	472,543			
	綾川町	26,205	40.0			綾川町	25,628		39.2		
2次都市圏	さぬき市	57,772	28.1	750,748	さぬき市	55,754	28.0	749,037			
	坂出市	59,228	15.2			坂出市	57,266		15.6		
	宇多津町	15,978	10.6		695,774	東かがわ市	35,929		11.1	694,619	
	東かがわ市	37,760	10.4				宇多津町		17,460		10.8
	丸亀市	108,356	10.2				丸亀市		110,085		10.0
3次都市圏	多度津町	23,657	8.2	509,054	多度津町	23,613	7.9	507,876			
	まんのう町	20,969	8.1			まんのう町	19,896		7.8		
	琴平町	11,335	7.6			琴平町	10,747		7.4		
	普通寺市	36,413	5.8			普通寺市	35,495		6.3		
高松市人口	416,680				418,125						
1次・2次・3次都市圏人口の県人口に占める比率	82.4				82.9						

(注) 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成

流入率=(当該市町に常住し高松市で従業・通学する15歳以上就業・通学者数)/(当該市町に常住する15歳以上就業・通学者数)×100。小数点第2位を四捨五入

1次都市圏 流入率 30%以上

2次都市圏 流入率 10%以上30%未満

3次都市圏 流入率 5%以上10%未満

(資料) 国勢調査報告(総務省)

ウ 香川県内の高校生の卒業後の県内定着率

区分	平成4年	平成18年	増減
就職定着率	80.3	91.6	11.3
大学進学定着率	15.6	16.4	0.9
短大進学定着率	60.4	58.3	▲ 2.1

(資料) 香川県人口減少対策推進本部

(2) 地方分権の進展

地方分権一括法が施行された平成12年度以後、本市は毎年、香川県から事務の移譲を受け、着実に行政能力を向上させるとともに、市町合併などにより、行財政基盤の一層の充実を図りつつあります。

ア 主な動き

時期	主な動き
平成11年 7月	地方分権一括法成立
16年 5月	合併関連3法成立
18年 12月	地方分権改革推進法成立

イ 地方分権一括法が施行された平成12年度以後、香川県から本市に移譲された事務項目数

(単位：項目)

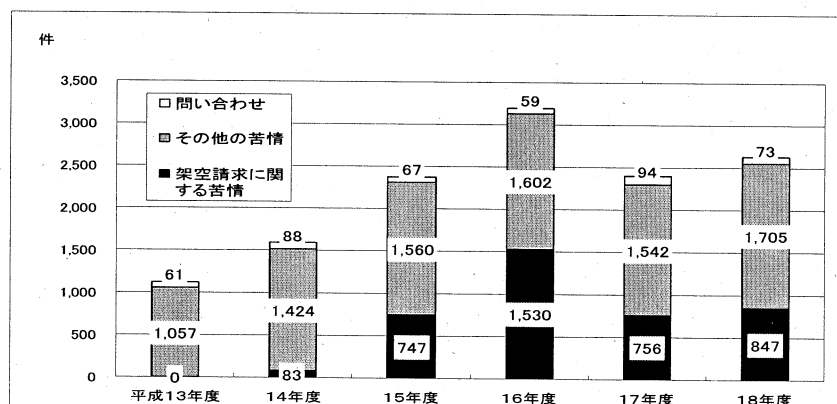
年度	移譲事務項目数	累計
平成12年度	159	159
13年度	118	277
14年度	13	290
15年度	16	306
16年度	31	337
17年度	12	349
18年度	49	398

(3) 安全、安心の確保

本市の消費生活相談においては、平成15年度以降、急増した架空請求に関する苦情が17年度に一旦減少したものの、18年度から再び増加しており、その他の苦情についても増加傾向にあります。

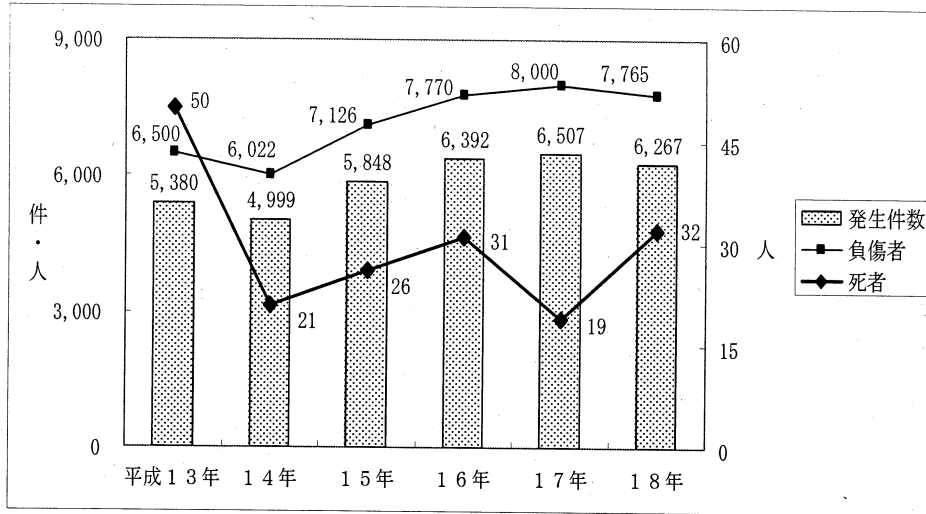
また、交通事故の発生件数や負傷者数が増加傾向にあるほか、火災の発生状況も多数で推移しており、安全で安心なまちづくりの推進のため、一層の取組が求められています。

ア 高松市消費生活相談件数の推移



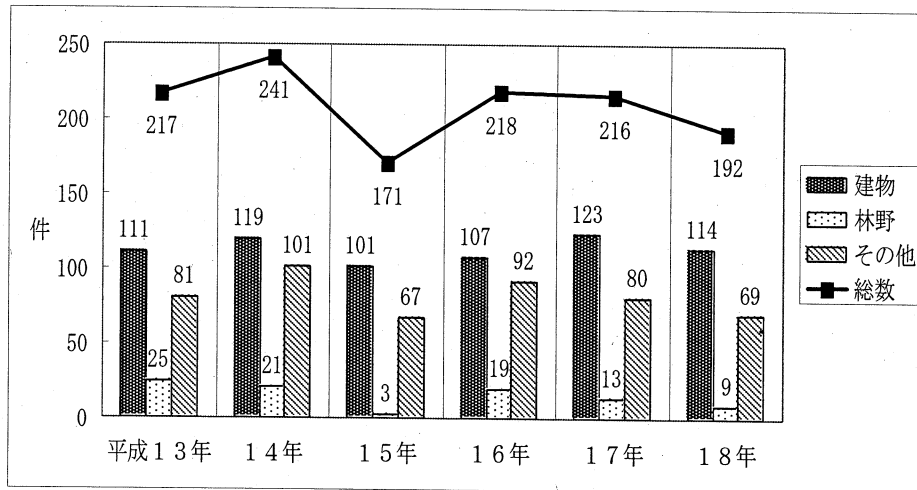
(注) 高松市消費生活相談窓口における件数

イ 高松市内の交通事故発生状況



(注) 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成
 (資料) 香川県統計年鑑、高松市の交通事故資料
 (高松市、高松市交通安全都市推進協議会)

ウ 高松市消防局管内の火災発生状況



(注) 平成19年4月1日現在の高松市消防局管内(高松市、綾川町、三木町)に組み替えて作成
 (資料) 高松市

(4) 協働のまちづくり

本市に主たる事務所を置くNPO法人の認証数が着実に伸びているほか、本市の地域コミュニティ協議会の構築も順次進んでおり、協働のまちづくりのための環境が整いつつあります。

ア 高松市に主たる事務所を置くNPO法人認証数

(単位：件)

年度	認証数		
	内閣府	香川県	累計
平成10年度	0	2	2
11年度	0	3	5
12年度	0	5	10
13年度	1	12	23
14年度	2	15	40
15年度	0	16	56
16年度	2	11	69
17年度	1	10	80
18年度	0	16	96

(注) NPOポータルサイト(内閣府)から作成

イ 高松市の地域コミュニティ協議会の構築数

(単位：協議会)

年度	構築数	累計
平成15年度	13	13
16年度	14	27
17年度	8	35
18年度	2	37

(資料) 高松市

(5) 拠点性の確保と交流人口

国の出先機関の四国内での配置状況では、ほとんどの機関が本市に配置されており、本市は圧倒的な地位を占めています。

また、各業種売上上位社の支店等の配置状況や各市に本社を置く上場企業数でも、本市が圧倒的に優勢を保っています。

一方、本市の事業所数、従業者数は、四国の県庁所在都市3市と同様に減少しており、産業大分類別に見ても、医療・福祉以外の業種は減少しています。

また、卸売業販売額は依然として優位を保っているものの、これまで優位を保っていた小売業販売額は、平成16年調査では松山市が本市を上回っています。

交通面では、四国の県庁所在都市4市間の所要時間合計で、本市は、高速道路および鉄道の利用いずれにおいても最短時間であり、時間距離で4市の中心に位置していますが、航空便の定期路線の就航先は、国内3都市、国外1都市にとどまっています。(平成19年4月現在)

また、屋島、栗林公園等の既存の観光施設の利用者数は、瀬戸大橋の開通時をピークに、減少傾向が続いています。

ア 国の出先機関の配置状況

(単位：機関)

府省等	高松市	徳島市	松山市	高知市	その他
人事院	1				
内閣府	2				
総務省	1		1		
法務省	5				
財務省	2				
厚生労働省	2				
農林水産省				1	2
経済産業省	2				
国土交通省	5				
環境省	1				
最高裁判所	1				
計	22	0	1	1	2

(注) 四国に所在し、1機関で四国全域を管轄する国の機関 (平成19年4月現在)

イ 企業のうち、各業種売上上位10社の支店等の配置状況

(単位：社)

業種	高松市	徳島市	松山市	高知市
建設	6	1	1	1
鉄鋼	5	0	0	1
機械	4	0	0	0
電気機器	6	0	0	0
商社	7	0	1	0
小売	4	2	4	3
陸運	3	1	2	1
通信	3	1	1	1
サービス	5	2	2	1
銀行	7	3	2	3
計	50	10	13	11

(注) NIKKEI NET売上高ランキングおよび各社ホームページにより計数 (平成19年3月2日現在)

銀行については、都市銀行、信託銀行およびその他の銀行中、経常収益 (平成18年9月中間決算) により計数

支店に営業所が属するなど、上下関係があるときは、上位の組織により計数

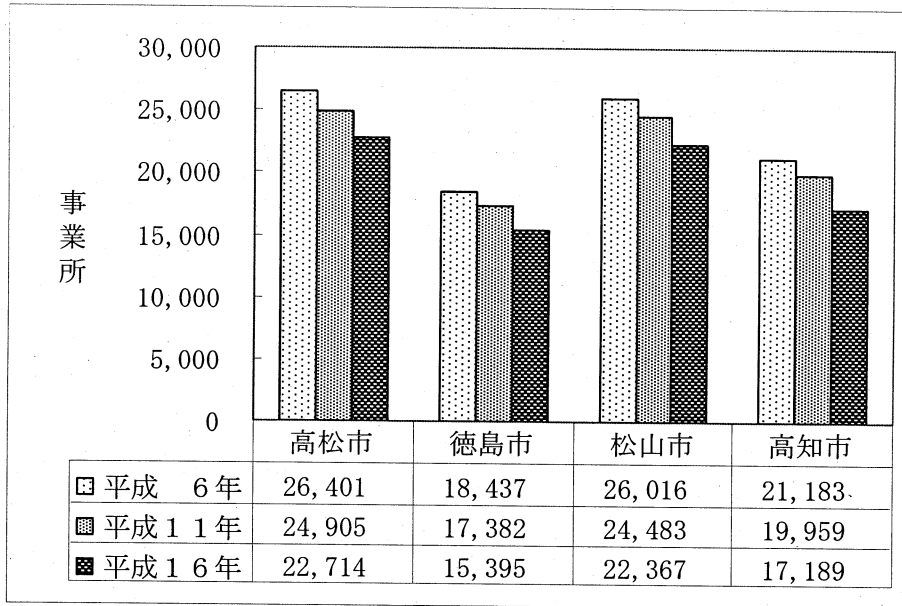
ウ 地元主要企業数

(単位：社)

東京証券取引所	本社所在地			
	高松市	徳島市	松山市	高知市
1部上場	8	2	5	1
2部上場	1	0	0	2
計	9	2	5	3

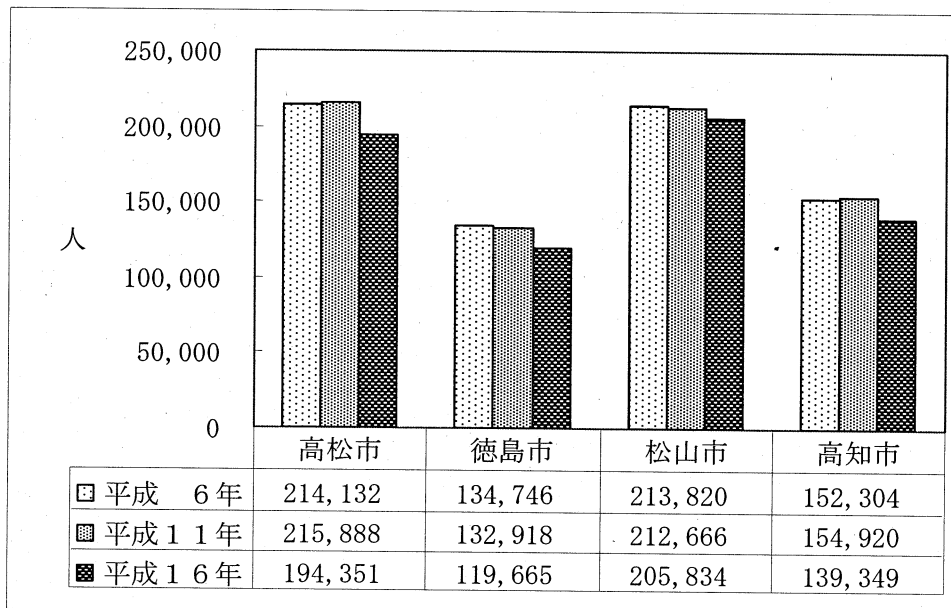
(注) 東京証券取引所上場会社情報サービスから作成
平成19年4月現在

エ 事業所数



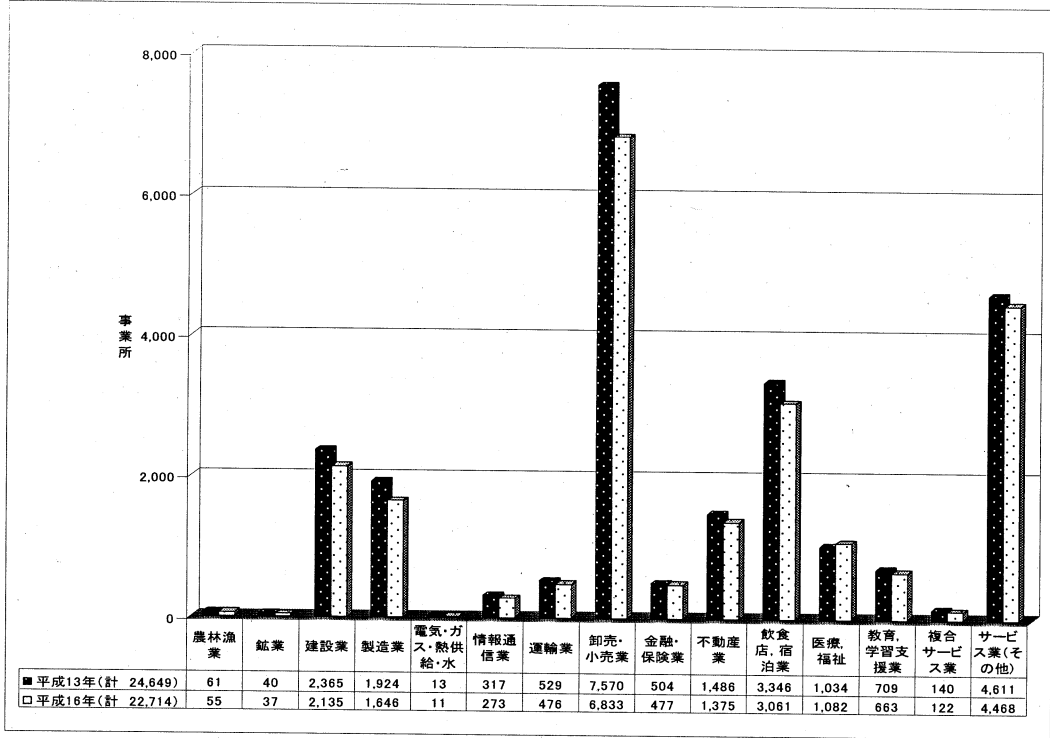
(注) 平成 1 9 年 4 月 1 日現在の市町村の境界に組み替えて作成
(資料) 事業所・企業統計調査 (総務省)

オ 従業者数



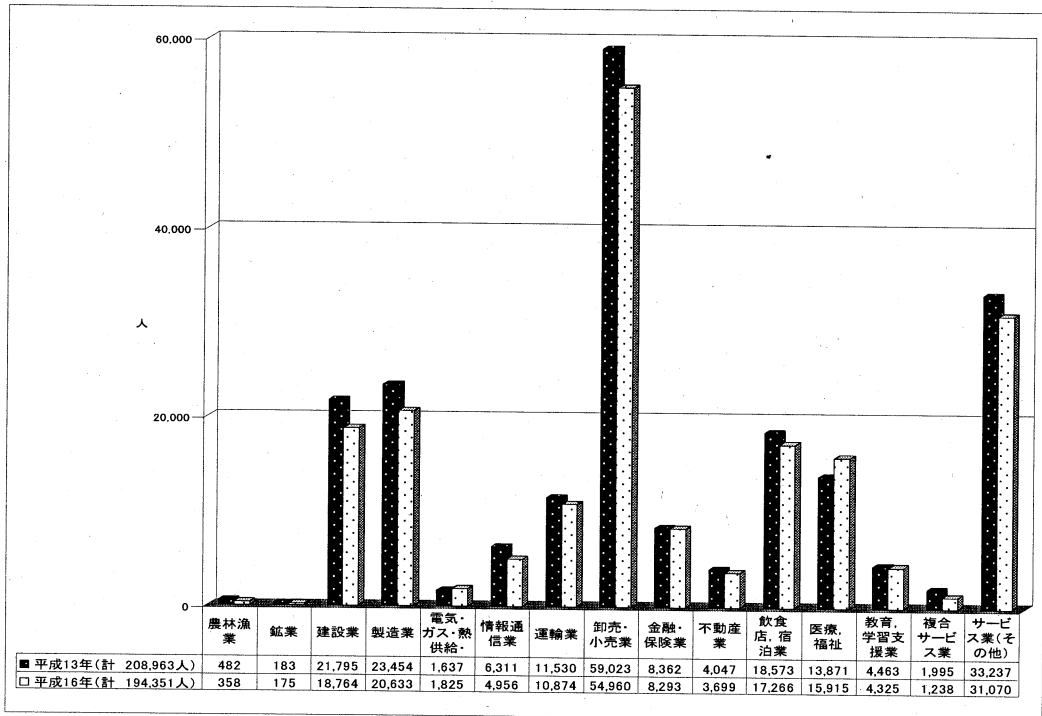
(注) 平成 1 9 年 4 月 1 日現在の市町村の境界に組み替えて作成
(資料) 事業所・企業統計調査 (総務省)

カ 高松市の産業大分類別事業所数



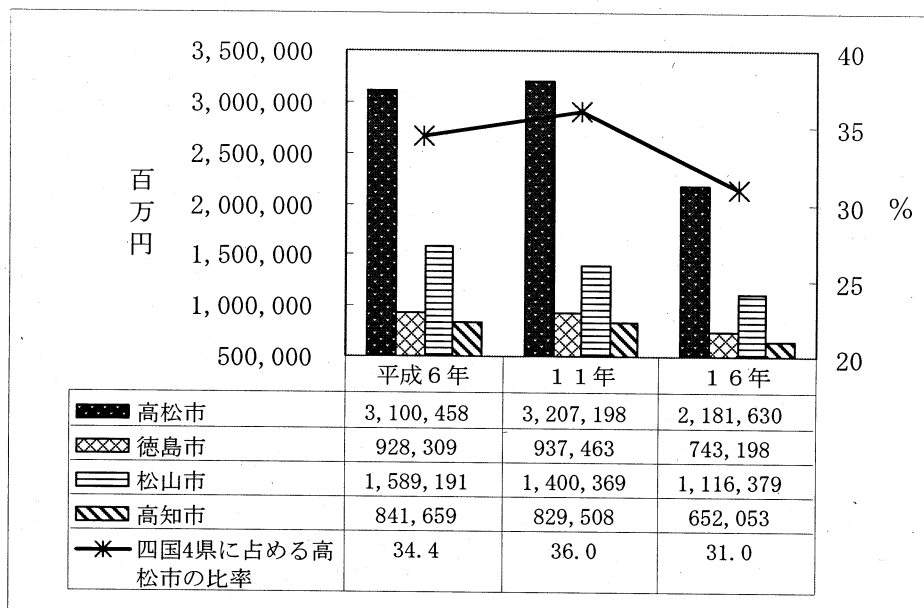
(注) 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成
(資料) 事業所・企業統計調査(総務省)

キ 高松市の産業大分類別従業者数



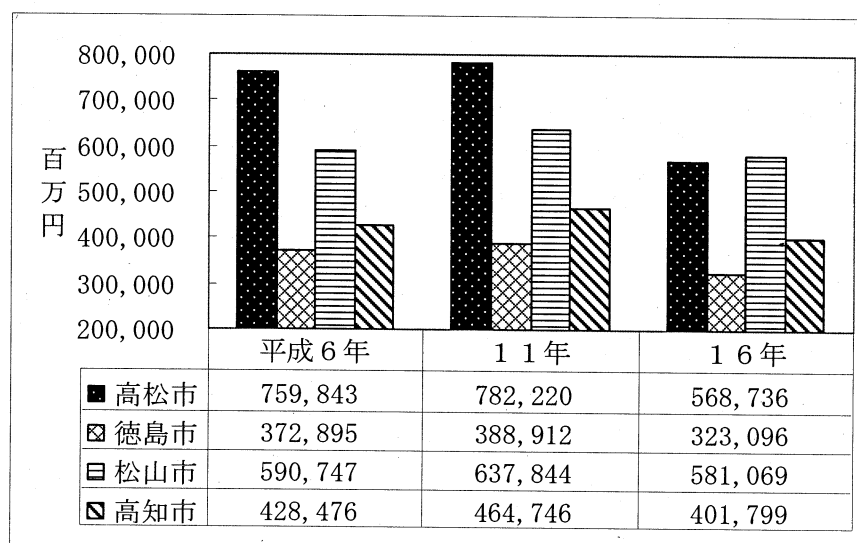
(注) 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成
(資料) 事業所・企業統計調査(総務省)

ク 年間卸売業販売額



(注) 平成19年4月1日現在の市町村の境界に組み替えて作成
(資料) 商業統計調査 (経済産業省)

ケ 年間小売業販売額



(注) 平成19年4月1日現在の市町村の境界に組み替えて作成
(資料) 商業統計調査 (経済産業省)

コ 四国4市間所要時間（高速道路、鉄道利用）

(単位：分)

都市名	高松	徳島	松山	高知	計
高松		70	126	104	300
		55	140	126	321
徳島	70		154	128	352
	55		209	142	406
松山	126	154		126	406
	140	209		228	577
高知	104	128	126		358
	126	142	228		496

(注) 上段：高速道路利用、下段：鉄道利用
 鉄道利用は、各都市間のダイヤ中、最短時間で計数
 高速道路利用は、高松は高松中央IC、徳島は徳島IC、松山は松山IC、高知は高知ICとして計数
 (資料) 道路TIME TABLE (国土交通省)、鉄道時刻表

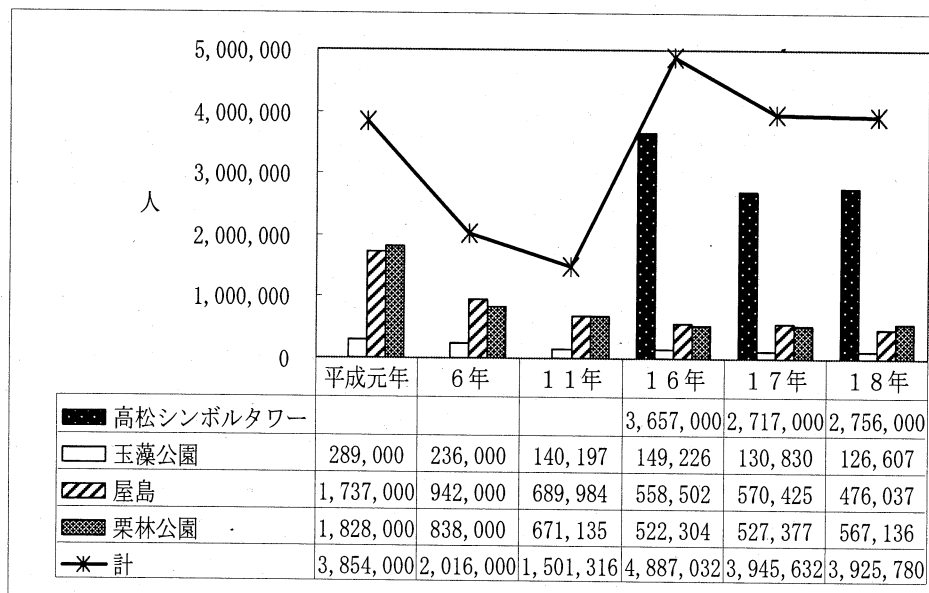
サ 四国4空港発着定期路線の1週間当たり便数（平成19年4月現在）

(単位：往復)

区分	空港名	高松	徳島	松山	高知
国内線	羽田	70	42	70	56
	伊丹			105	63
	関西			14	21
	中部		14	21	
	名古屋小牧			14	14
	福岡		14	21	21
	熊本			7	
	鹿児島	7		14	
	那覇	7		4	3
	新千歳(札幌)			7	
国際線	仁川(ソウル)	3		3	
	浦東(上海)			2	

(注) 平成19年4月現在
 (資料) 航空便時刻表

シ 観光施設等利用者数



(資料) 高松市

8 まちづくりの基本的考え方

本市を取り巻く社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、次の5つの視点をまちづくりに当たっての、基本的考え方とします。

(1) ソフトの重視

戦後の高度経済成長時代から、安定成長時代、バブル発生・崩壊を経て低成長時代へと推移するとともに、人々の意識や価値観が多様化する中、人々の心は、経済的豊かさの追求のみならず、文化の重視、人間性の尊重など、心の豊かさを重視する方向へ変化してきており、これまでの機能性や利便性の追求とともに、ソフト戦略を重視する方向へと転換を図り、真の豊かさを実感できるまちづくりの展開を目指すものとします。

(2) 拡大基調からの転換

人口減少社会や地球環境問題、資源の有限性、厳しい財政状況などを踏まえ、これまでの拡大基調から転換し、自然との共生を図りつつ、より成熟した都市機能を発揮しながら、コンパクトで、持続可能な都市づくりを目指すものとします。

(3) 州都機能の確保と交流人口の拡大

四国のリーディング・シティとしての役割と責任を果たせるよう、州都機能の確保を視野に入れた都市づくりを進めるとともに、人口減少社会および本市の都市圏域と人口吸引力を踏まえ、定住人口の増加も念頭に置き、流入・交流人口の拡大を目指すものとします。

(4) 地域コミュニティを軸としたまちづくり

参加型社会としての地域自治を拡充する上で、その基礎単位となる地域コミュニティは重要な鍵を握るものであり、地域コミュニティの位置付けを明確にしながら、地域コミュニティを軸としたまちづくりの展開を目指すものとします。

(5) 地域の未来と活力を支える人づくり

まちづくりの基本は人づくりであり、まちの最高の資産は、そこに住み、限りない可能性を秘めた人材であるとの認識から、若者の定着も含め、これからの時代を切り開き、地域の未来と活力を支える人づくりに力点を置くものとします。

【基本構想】

1 目指すべき都市像

未 定 稿

2 まちづくりの目標

高松市は、「目指すべき都市像〇〇〇」を実現していくために、次のとおりまちづくりの目標を掲げ、推進していきます。

1 心豊かな人と文化を育むまち

2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

3 健やかにいきいきと暮らせるまち

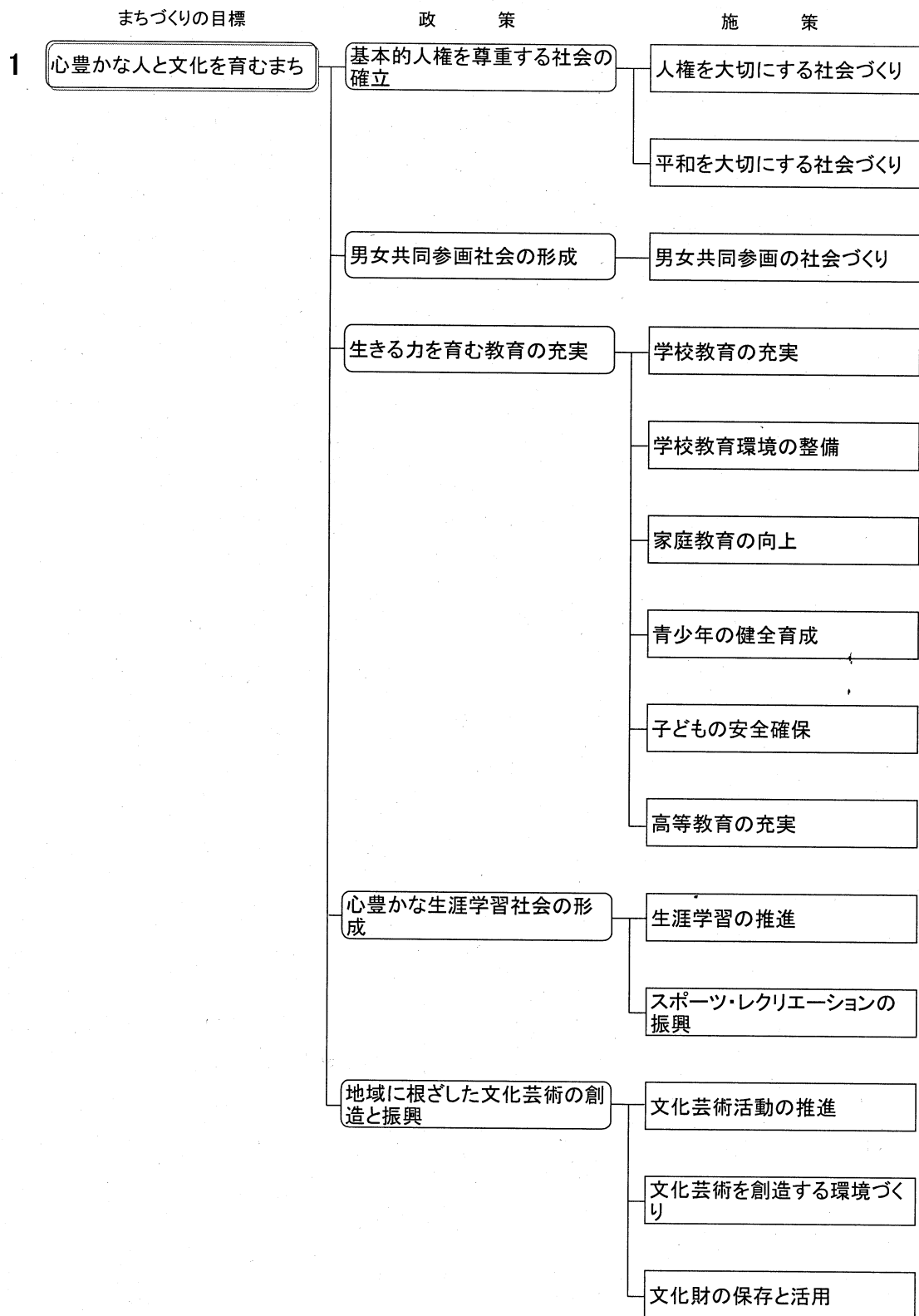
4 人がにぎわい活力あふれるまち

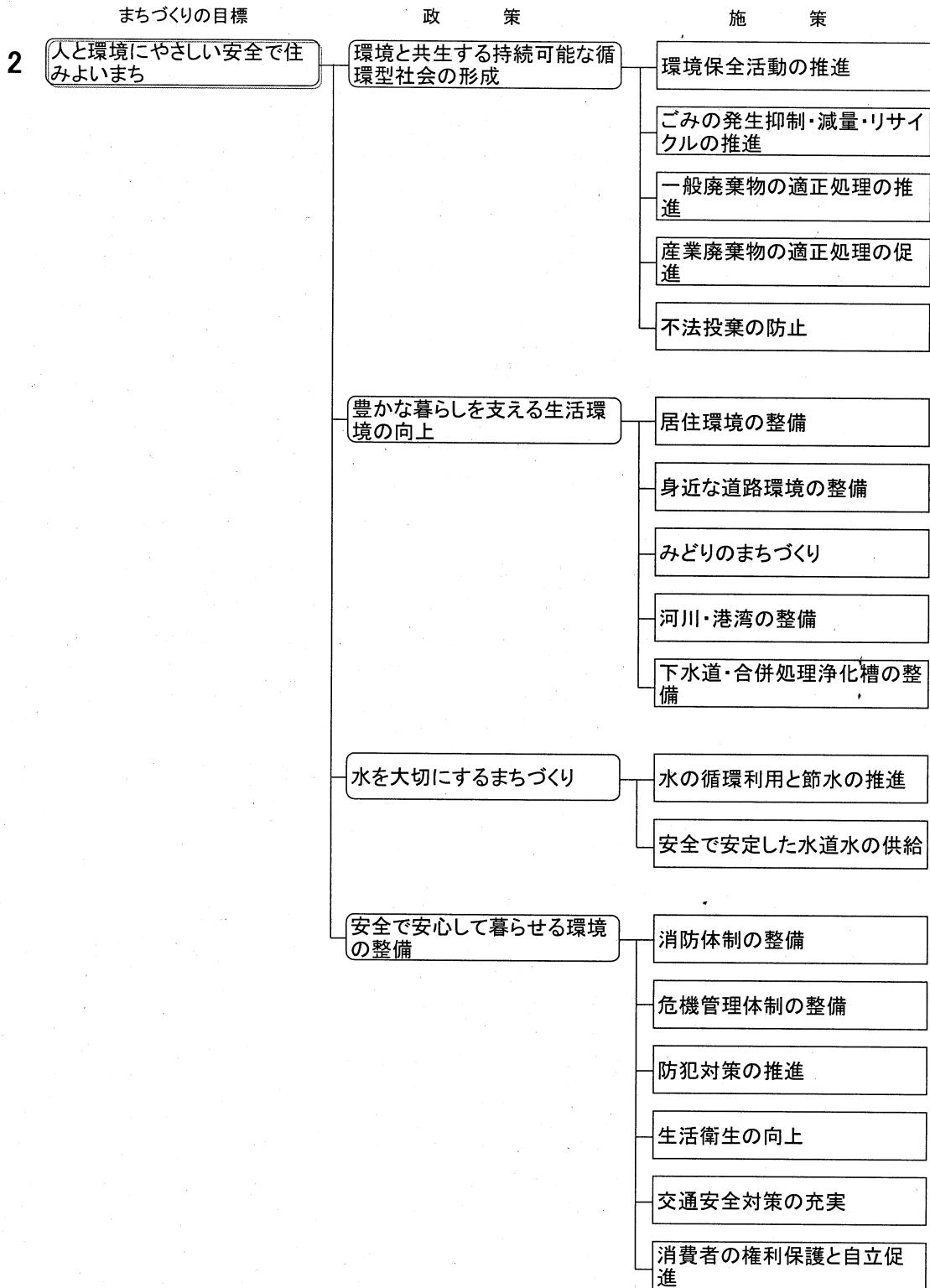
5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

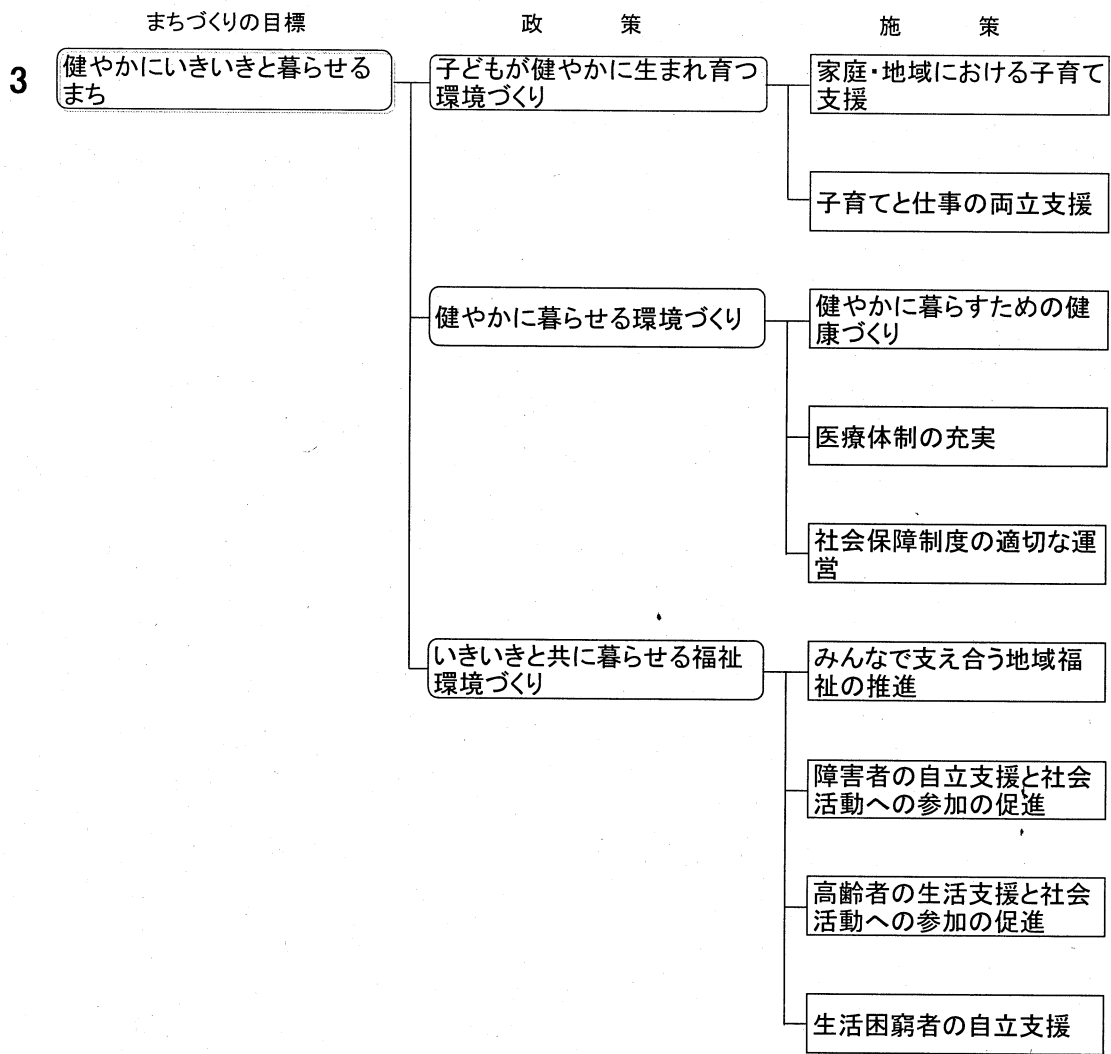
6 分権型社会にふさわしいまち

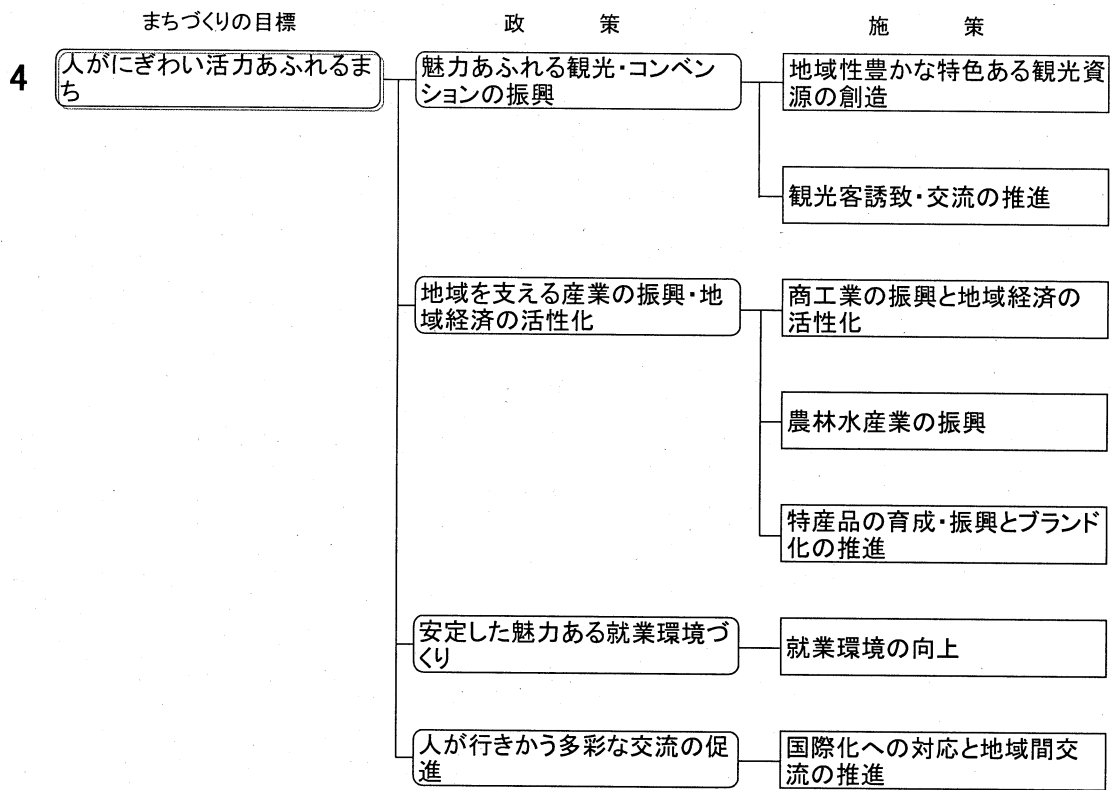
3 施策の大綱

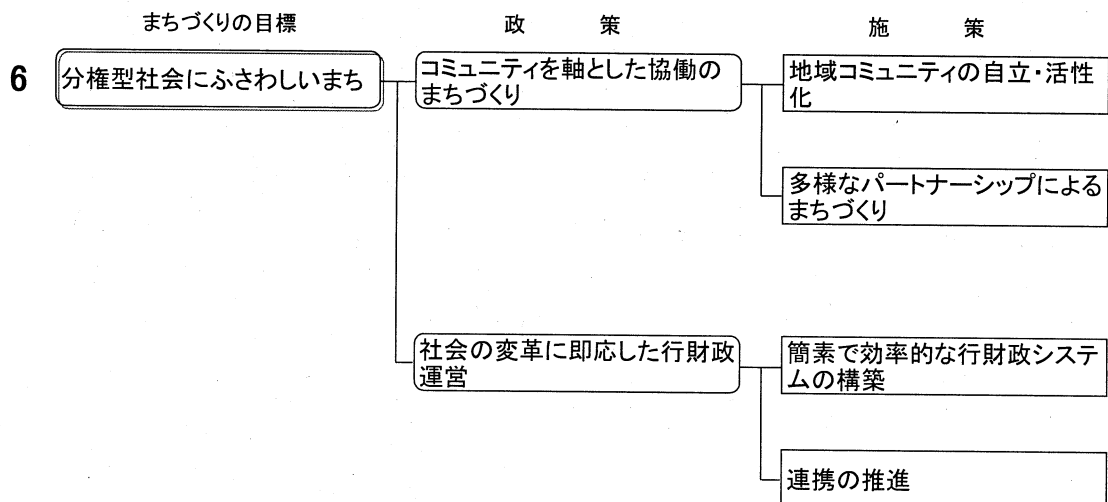
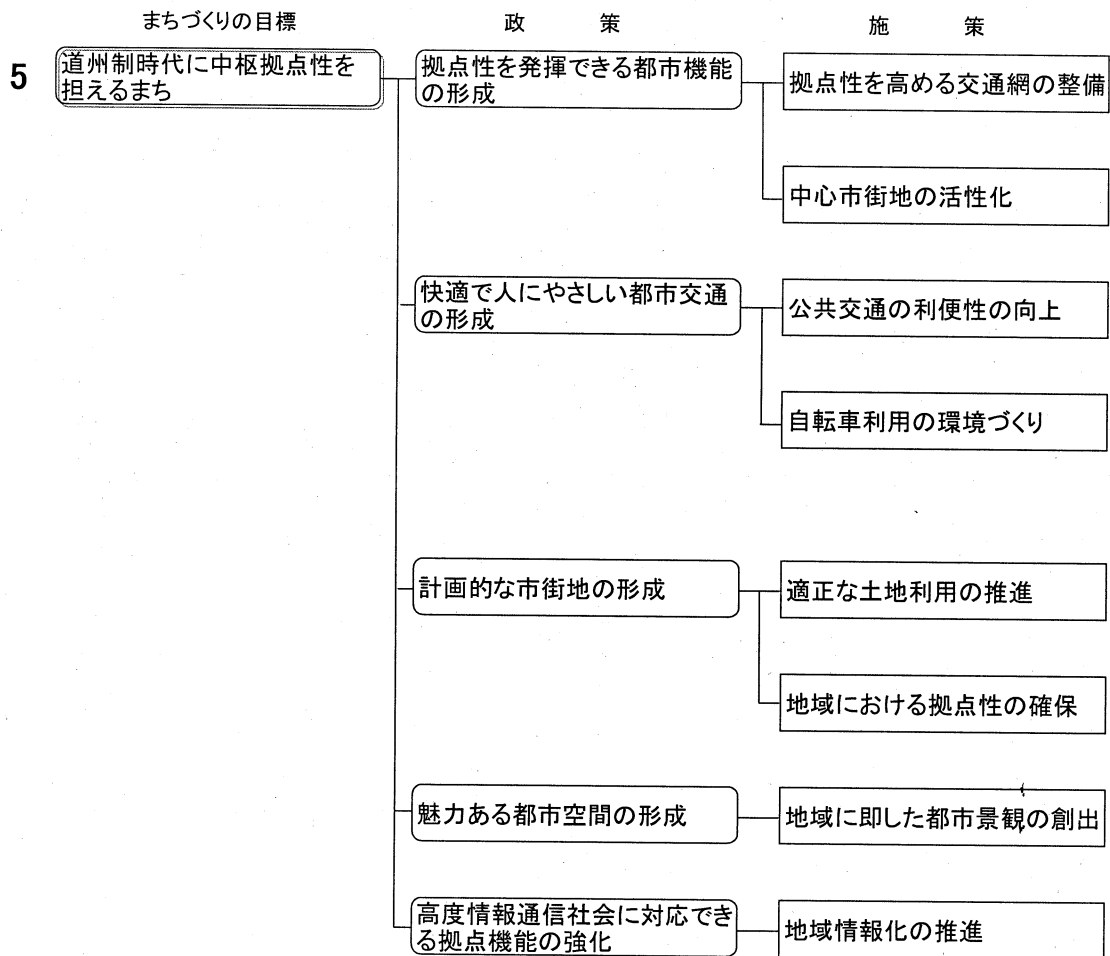
まちづくりの6つの目標に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として、次のとおり定めます。











1 心豊かな人と文化を育むまち

人権を大切にする社会づくりや平和を大切にする社会づくりの推進により、基本的人権を尊重する社会の確立に努めるとともに、男女共同参画社会の形成を図ります。

また、学校教育の充実や青少年の健全育成など、生きる力を育む教育の充実を図るとともに、生涯学習の推進やスポーツ・レクリエーションの振興により、心豊かな生涯学習社会の形成に努めます。

また、文化芸術活動の推進を始め、文化芸術を創造する環境づくり、文化財の保存と活用により、地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図り、心豊かな人と文化を育むまちの実現を目指します。

◆すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することは、あらゆる施策を進めていく上での基本です。

本市は、これまでも様々な人権問題の解決に向けて取り組んできましたが、近年、国際化、情報化の進展など、社会経済情勢の急激な変化により、新たな人権問題も生じており、より効果的な取組が求められています。

このため、市民一人一人が、あらゆる人権問題に対して正しい認識と理解を深め、問題解決に向けて努力していくことができるよう、人権を大切にする社会づくりに取り組むとともに、平和意識の啓発など、平和を大切にする社会づくりに取り組み、基本的人権を尊重する社会の確立を図ります。

◆家族形態やライフスタイルの変化などにより、価値観が多様化する中、男女が様々な分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

このため、男女が対等なパートナーとして、家庭や職場などで互いに尊重し、責任を果たしながら暮らせる社会づくりに取り組み、共にいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社会の形成を図ります。

◆少子・高齢化の進行や人口減少社会の到来、国際化などにより、次代を担う青少年が心身ともに健やかに生まれ、未来を切り開く人間に成長していくことの重要性がますます増大しています。このような中、青少年の規範意識や学ぶ意欲が低下するとともに、少年犯罪の低年齢化やいじめ、不登校などが社会問題となっています。

また、児童虐待や不審者による声かけなど、子どもの安全が脅かされる事案が増加しており、子どもの安全確保のための効果的な取組が求められています。

一方、高等学校卒業後の人材の流出が顕著となっており、若者の向学意欲を満たすと

ともに、本市への定着化を図るため、大学教育等の充実促進が課題となっています。

このため、学校教育の充実を始め、学校教育環境の整備、家庭教育の向上、青少年の健全育成、子どもの安全確保、高等教育の充実を図り、生きる力を育む教育の充実に努めます。

◆自由時間の増大やライフスタイルの変化が進む中、より豊かで充実した人生を実現できる環境の整備が求められています。

このため、学習機会の拡充や学習施設・機能の充実を図り、生涯学習を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進や施設の整備など、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、心豊かな生涯学習社会の形成に努めます。

◆優れた文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活にゆとりと潤いを与えてくれるとともに、人と人とのつながりを生み、互いを理解し、尊重しあう基盤を築いてくれるといった、活力ある街をつくる上で重要な役割を担っています。

このような中、個性豊かな文化芸術の創造を始め、市民の幅広い文化芸術活動の促進、歴史遺産としての文化財の保存と活用や、地域に根ざした伝統文化の継承などが求められています。

また、市町合併により新たに加わった多種多様な文化芸術資源の連携に努めるなど、効果的な活用を図ることが求められています。

このため、市民文化祭アーツフェスタたかまつなどの文化芸術活動の推進や、様々な文化芸術に触れる機会や場を創出する施設の整備や機能の充実と、交流・情報発信を推進する中で、文化芸術を創造する環境づくりを進めるとともに、文化財の保存と活用に努め、地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図ります。

政策

① 基本的人権を尊重する社会の確立

基本的人権を尊重する社会を確立するため、同和問題を始め、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発を推進するとともに、人権啓発活動拠点の機能を充実し、人権を大切にする社会づくりを進めます。

また、平和意識の高揚を図るため設置している平和記念室の効果的な運営などにより、平和意識の啓発を図り、平和を大切にする社会づくりを推進します。

施策

- ・人権を大切にする社会づくり
- ・平和を大切にする社会づくり

② 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会を形成するため、男女共同参画市民フェスティバルなど、様々な機会を通じて意識啓発を図るとともに、男女共同参画センターを市民の活動拠点として、家庭や職場など、あらゆる分野への参画の促進や、共に豊かで安心できる生活・環境づくりを推進し、男女共同参画の社会づくりを進めます。

施策

- ・男女共同参画の社会づくり

③ 生きる力を育む教育の充実

生きる力を育む教育の充実を図るため、次代を担う青少年が、心豊かにたくましく育つよう、基礎・基本を身につける確かな学力の育成など、学校教育の充実を図るとともに、学校教育施設の整備や就学支援の充実などの学校教育環境の整備、大学教育の充実促進などの高等教育の充実に努めます。

また、教育の原点である家庭教育の充実を図るとともに、青少年健全育成や、子どもの安全対策を推進します。

施策

- ・学校教育の充実
- ・学校教育環境の整備
- ・家庭教育の向上
- ・青少年の健全育成
- ・子どもの安全確保
- ・高等教育の充実

④ 心豊かな生涯学習社会の形成

心豊かな生涯学習社会の形成を図るため、学習の機会の拡充や図書館を始めとする施設等の充実により生涯学習を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進や東部運動公園など施設の整備を行うほか、地域密着型トップスポーツチームを支援し、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

施策

- ・生涯学習の推進
- ・スポーツ・レクリエーションの振興

⑤ 地域に根ざした文化芸術の創造と振興

地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図るため、文化芸術ホール等を活用して優れた文化芸術に触れる機会の拡充や人材の育成・支援など、市民の自主的、創造的な文化芸術活動を推進します。

また、文化芸術施設相互の連携を図る中で、その整備と機能の充実に努めるとともに、文化芸術の交流や効果的な情報発信を図り、文化芸術を創造する環境づくりを推進します。

また、古代山城屋嶋城の整備など、長い歴史と伝統に育まれ、伝承されてきた文化財の保存と活用に努めます。

施策

- ・文化芸術活動の推進
- ・文化芸術を創造する環境づくり
- ・文化財の保存と活用

2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

市民一人一人が環境問題への認識を深め、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るとともに、市民生活における快適性と安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努めます。

また、水を大切にするまちづくりを推進するとともに、災害や事故などから市民を守るため、安全で安心して暮らせる環境の整備を図り、人と環境にやさしい安全で住みよいまちの実現を目指します。

◆大量生産・大量消費型の社会経済システムによる環境への負荷の増大は、身近な地域の環境にとどまらず、地球環境にも大きな影響を与えており、地球温暖化などの地球規模の環境問題への対応や循環型社会への転換など、環境への負荷を低減するため、一人一人が環境問題を考え、行動するとともに、様々な主体が協働して取り組むことが求められています。

このようなことから、私たちを取り巻く環境を、より良い状態で将来の世代に引き継ぐため、消費・廃棄についてのライフスタイルを見直し、自然環境の保全など環境保全活動の推進や地球温暖化防止対策に、取り組むとともに、ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進や廃棄物の適正な処理を推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成に努めます。

◆道路、公園、下水道などの生活・都市基盤は、市民の暮らしや都市・経済活動を支える上で、欠くことのできないものであり、都市の基本的な機能として、市民生活の快適性と安全性が確保され、だれもが安心して暮らすことのできる生活・都市基盤の整備が求められています。

このため、道路、公園など市民生活に密着した生活基盤や河川、港湾、下水道などの都市基盤の整備・充実に取り組み、市民生活における快適性、安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努めます。

◆水は、限りある資源であり、日常生活やあらゆる産業経済活動、自然の生態系にとって欠くことのできない貴重な資源です。水資源に恵まれない本市では、渇水の頻発が懸念される中、今後とも安定的で持続的な給水の確保に向けた取組を進める必要があります。

このため、再生水の活用など水の循環利用と節水を推進する中で、安定した給水の確保と安全で良質な水道水の供給に努め、水を大切にするまちづくりを推進します。

◆近い将来発生が予想される東南海・南海地震などによる大規模災害や複雑・多様化している事故、犯罪から市民を守り、暮らしの安全を確保することが求められており、市民の防災・防犯・交通安全意識の高揚や災害・緊急時において迅速かつ的確に対応できる体制の整備など、防災・防犯機能や交通安全対策の充実強化に取り組む必要があります。

このため、市民や関係機関との連携を強化し、消防体制・危機管理体制の整備や防犯対策、交通安全対策の充実を図るとともに、消費者の権利保護・自立促進や生活衛生の向上を図り、安全で安心して暮らせる環境の整備を推進します。

政策

① 環境と共生する持続可能な循環型社会の形成

環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るため、地球温暖化防止など、地球規模での環境問題への対応として、市民、事業者、行政が一体となって環境に配慮した行動を展開するとともに、資源・エネルギーの有効利用の推進や、身近な自然環境の保全、環境汚染防止の推進、環境保全意識の啓発など、環境保全活動を推進します。

また、ごみの発生抑制・減量・リサイクルを推進するとともに、一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止対策に取り組みます。

施策

- ・環境保全活動の推進
- ・ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進
- ・一般廃棄物の適正処理の推進
- ・産業廃棄物の適正処理の促進
- ・不法投棄の防止

② 豊かな暮らしを支える生活環境の向上

市民の豊かな暮らしを支える生活環境の向上を図るため、生活道路・公園の整備、緑地の保全を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査の推進など、生活基盤の整備・充実を図ります。

また、下水道・合併処理浄化槽の整備を図るとともに、港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図ります。

施策

- ・居住環境の整備
- ・身近な道路環境の整備

- ・みどりのまちづくり
- ・河川・港湾の整備
- ・下水道・合併処理浄化槽の整備

③ 水を大切にすまちづくり

水を大切にすまちづくりを進めるため、雨水や再生水の有効活用など水の循環利用を推進するとともに、節水行動の定着化など、節水を推進します。

また、水道事業の経営基盤強化とサービスの向上に努める中で、自己処理水源の確保や浄水場の整備等を進め、安定給水の確保を図るとともに、水質検査体制の充実などに努め、安全で良質な水道水の供給を図ります。

施策

- ・水の循環利用と節水の推進
- ・安全で安定した水道水の供給

④ 安全で安心して暮らせる環境の整備

安全で安心して暮らせる環境の整備を図るため、各種災害対応能力の向上を図り、消防力の強化に取り組むとともに、防災体制の整備・充実などにより、災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる消防体制や危機管理体制の整備を図ります。

また、市民および警察等関係機関との連携を強化する中で、防犯対策や交通安全対策の充実を図るとともに、食品・環境衛生対策など生活衛生の向上、消費者の権利保護と自立促進に取り組みます。

施策

- ・消防体制の整備
- ・危機管理体制の整備
- ・防犯対策の推進
- ・生活衛生の向上
- ・交通安全対策の充実
- ・消費者の権利保護と自立促進

3 健やかにいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉の連携と役割分担の下、家庭・地域における子育て支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めるとともに、健康づくりや医療体制の充実など、市民一人一人が健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

また、障害者の自立支援や高齢者の生活支援など、いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりを推進し、健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

◆少子化が進行する中、核家族化や地域の人間関係の希薄化による家庭や地域での子育て機能の低下が社会問題となっており、育児に対する不安・負担感の拡大や子育てと仕事の両立の難しさ、子育て費用の増大などに対する効果的な子育て支援対策が求められています。

このため、子育てに関する様々な情報提供・相談など子育て支援体制の整備、子育てに伴う経済的な負担の軽減など、家庭・地域における子育て支援を推進するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実、子育てしやすい就業環境の整備促進など、子育てと仕事の両立支援を推進し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

◆近年の医学・医療の急速な進歩の一方で、食生活や運動など毎日の生活習慣との関連が深い、糖尿病や心臓病、がん、脳卒中といった生活習慣病の増加が、新たな社会問題となっており、病気の早期発見、早期治療のみならず、市民一人一人が、健康づくりの大切さを自覚し、生活習慣病の発症や経過と、食生活・運動・休養などの生活習慣とのかわりについて正しい知識を身につけ、健康的な生活習慣を実践していくことが不可欠となっています。

このため、ライフステージに応じた健康づくりや食育の推進など、健やかに暮らすための健康づくりを、より一層推進するとともに、市立病院の整備や他の医療機関等との連携強化など、医療体制の充実を図るほか、国民健康保険や介護保険などの社会保障制度の適切な運営に努める中で、市民一人一人が健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

◆障害者や高齢者を取り巻く環境は大きく変化し、加えて、障害者・高齢者のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、福祉にかかわるサービスの需要は増大しており、障害者・高齢者が住み慣れた地域で、安心して、生きがいを持っていきいきと暮らすことができる環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

このため、ボランティアの育成や住民の地域福祉活動への参加促進など、みんなで支

え合う地域福祉の推進を始め、障害者の自立支援や高齢者の生活支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を支援します。

また、障害者や高齢者が活動できる場と機会を確保し、教養・娯楽活動、公益活動への積極的な参加や就業環境の整備充実など、生きがいつくりや社会活動への参加を促進し、障害者や高齢者が、いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりを推進します。

政策

① 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりのため、子どもの体験活動や遊びの場と機会を提供し、子どもの居場所づくりを進めるとともに、児童虐待防止対策など、子どもの権利擁護に努めるほか、妊婦や乳幼児の健康診査の実施など、母子保健医療対策の充実を図ります。

また、子育てに伴う経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立に向けた支援を推進するとともに、子育てに関する情報提供の充実や子育て相談事業の実施など、家庭・地域における子育て支援を推進します。

また、多様な保育ニーズに対応した保育サービスや、放課後児童対策の充実を図るとともに、子育てしやすい就業環境の整備に努め、子育てと仕事の両立支援を推進します。

施策

- ・家庭・地域における子育て支援
- ・子育てと仕事の両立支援

② 健やかに暮らせる環境づくり

健やかに暮らせる環境づくりのため、生涯を通じた健康づくりや食育の推進、各種健康診査などの保健サービスの充実、介護予防や感染症対策の取組により、健やかに暮らすための健康づくりを推進します。

また、市立病院の整備や監視指導などによる医療機関等の適正な運営の確保など、医療施設の整備・充実とともに、救急医療体制の確保に努め、市民が安心できる医療体制の充実を図ります。

また、国民健康保険を始め、介護保険や後期高齢者医療などの社会保障制度の適切な運営に努めます。

施策

- ・健やかに暮らすための健康づくり
- ・医療体制の充実

- ・社会保障制度の適切な運営

③ いきいきと共に暮らせる福祉環境づくり

いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりのため、ボランティアの育成や住民の地域福祉活動への参加促進など、みんなで支え合う地域福祉を推進します。

また、福祉サービスの提供やバリアフリー化など生活環境の整備により、障害者の自立支援や高齢者の生活支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を支援します。

また、障害者や高齢者が積極的に社会活動に参加できるよう、生きがいつくりの支援や雇用等を促進し、活動できる場と機会の確保に努めるとともに、障害者・高齢者福祉施設の整備促進など、福祉施設の充実を図ります。

施策

- ・みんなで支え合う地域福祉の推進
- ・障害者の自立支援と社会活動への参加の促進
- ・高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進
- ・生活困窮者の自立支援

4 人がにぎわい活力あふれるまち

地域性豊かな特色ある観光資源の創造を図るとともに、観光客の誘致・交流を推進し、魅力あふれる観光・コンベンションの振興に努めます。

また、商工業や農林水産業の振興を図り、特産品の育成・振興とブランド化を推進する中で、地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図るとともに、就業環境の向上による安定した魅力ある就業環境づくりに努めます。

また、国際化への対応と地域間交流を図る中で、人が行きかう多彩な交流を促進することにより、人がにぎわい活力あふれるまちの実現を目指します。

◆本市は、瀬戸内海国立公園に面し、特別名勝栗林公園や史跡高松城跡である玉藻公園、源平古戦場の屋島などの歴史的・自然的観光資源に恵まれています。

近年、観光ニーズが多様化する中、本市を訪れる観光客数は伸び悩んでおり、市町合併により増大した貴重な地域資源をいかし、本市全体の魅力を最大限に発揮していくことが求められています。

このため、地域性豊かな特色ある観光資源の創造に努めるとともに、インターネットなどを活用した戦略的な情報発信や観光客の受入態勢の充実など、観光客誘致・交流の推進に取り組み、魅力あふれる観光・コンベンションの振興を図ります。

◆近年、モータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外立地などにより、人々の活動が広域化する中、コンビニエンスストアやインターネットなどによる新たな小売形態が台頭するなど、本市の商業を取り巻く環境は、ますます厳しいものとなっています。

中央商店街では、空き店舗の増加など、空洞化が進み、にぎわいや活力の向上が求められている一方、地域における小規模な小売店舗においては、独自性のある品揃えなど、地域のニーズを反映した店づくりが課題となっています。

また、中小企業の経営基盤の強化や起業化の支援、企業誘致などの取組のほか、高松ブランド確立に向けた取組が求められています。

一方、農林水産業では、食の安全・安心に対する関心の高まりや自然環境の保全への貢献など、その果たす役割が再認識される中、担い手の高齢化や後継者不足が課題となっています。

このため、商工業、農林水産業の振興に努めるとともに、特産品の育成・振興とブランド化の推進に取り組み、地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図ります。

◆終身雇用制度の見直しや非正規雇用の拡大、ワーキング・プアの顕在化など、勤労者を取り巻く状況は複雑・多様化しており、いきいきと働くことのできる就業環境づくり

が求められています。

このため、就業支援を推進するとともに、勤労者福祉の充実に努め、安定した魅力ある就業環境づくりを推進します。

◆近年、社会、経済、文化など様々な分野でのグローバル化の進展により、市民の国際感覚の涵養が求められているほか、活力ある地域づくりに向けた幅広い地域間交流が必要となっています。

このため、異なる文化や習慣を理解し尊重し合える国際感覚を醸成するとともに、姉妹・友好都市等国内外の交流活動の推進や、本市への移住・交流を促進するなど、国際化への対応と地域間交流を推進し、人が行きかう多彩な交流を促進します。

政策

① 魅力あふれる観光・コンベンションの振興

魅力あふれる観光・コンベンションの振興を図るため、多彩な観光資源の有機的な連携を図る中で、観光資源の活用と創出に取り組むとともに、高松まつりなどの魅力あるイベントの振興に努め、地域性豊かな特色ある観光資源の創造を図ります。

また、観光ボランティアガイドの育成など観光客の受入態勢の充実に努めるとともに、インターネットを始め、様々な媒体を活用した効果的・戦略的な情報発信、コンベンションの誘致促進を図り、観光客誘致や交流の推進に努めます。

施策

- ・地域性豊かな特色ある観光資源の創造
- ・観光客誘致・交流の推進

② 地域を支える産業の振興・地域経済の活性化

地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図るため、中央商店街のにぎわいづくりや企業の誘致・交流を推進するとともに、中小企業等の育成と振興、流通機能の強化に努め、商工業の振興と地域経済の活性化を推進します。

また、農林水産物の生産振興を図るとともに、生産体制の強化、生産基盤の整備、グリーン・ツーリズム事業など、交流・体験活動の促進に努め、農林水産業の振興を図ります。

また、庵治石や松盆栽、漆器など特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、高松ブランドの確立に向けた取組を推進します。

施策

- ・商工業の振興と地域経済の活性化

- ・農林水産業の振興
- ・特産品の育成・振興とブランド化の推進

③ 安定した魅力ある就業環境づくり

安定した魅力ある就業環境づくりのため、関係機関と連携し、インターンシップ雇用や女性・高齢者等への就労支援など、就業支援を推進するとともに、中小企業勤労者福祉共済事業など勤労者福祉の充実に努め、就業環境の向上を図ります。

施策

- ・就業環境の向上

④ 人が行きかう多彩な交流の促進

人が行きかう多彩な交流を促進するため、地域に暮らすすべての市民が、文化や習慣の違いを認めながら、共に生活できる、多文化共生のまちづくりを進めるとともに、姉妹・友好都市等との友好・親善活動や、民間団体などの多様な交流活動を支援するなど、国内外の交流活動の推進や、本市への移住・交流を促進し、国際化への対応と地域間交流を推進します。

施策

- ・国際化への対応と地域間交流の推進

5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高めるため、中心市街地の活性化などにより、拠点性を発揮できる都市機能の形成に努めるとともに、公共交通機関や自転車が利用しやすい、快適で人にやさしい都市交通の形成を図ります。

また、適正な土地利用の推進などにより、計画的な市街地の形成を図るとともに、地域に即した都市景観の創出に努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

また、情報通信基盤の整備など、地域情報化の推進により、高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図り、道州制時代に中枢拠点性を担えるまちの実現を目指します。

◆本市は、高速道路網や高松港、高松空港など、陸・海・空の広域交通基盤が整備されていますが、四国の中枢拠点都市として更に発展していくためには、国内外の航空路線網の拡充など、交通拠点性の向上が必要となっています。

また、モータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外立地など、都市機能の拡散傾向が続く中、中心市街地の居住人口の減少や商業機能の衰退、活力低下など、都心における空洞化が顕著となっており、都市の顔である中心市街地の再生が求められています。

このため、高松空港の機能強化や幹線道路の整備など拠点性を高める交通網の整備を図るとともに、サンポート高松の機能強化や丸亀町の再開発の推進による中心市街地の活性化を図り、四国のリーディング・シティとしての役割を担い、拠点性を発揮できる都市機能の形成に努めます。

◆市街化の進展に対処し、都市交通の円滑化を図るため、総合的視点に立った鉄道・バス等の公共交通機関の充実や良好な交通環境の確保が課題となっています。

また、環境にやさしく、機動性などに優れた都市内交通手段として、自転車のより一層の利用促進が求められています。

このため、公共交通機関の充実や交通結節機能の強化など公共交通の利便性の向上を図るとともに、自転車利用の環境づくりを進め、快適で人にやさしい都市交通の形成に努めます。

◆近年、全国的に中心市街地の衰退傾向が顕著になる中、国は、いわゆる、まちづくり三法の改正を行い、本市においても人口減少・少子高齢社会への対応、既存ストックの活用等、都市経営コストの抑制の観点などから、都市機能の拡散を防止することが求められています。

このため、適正な土地利用の推進や地域における拠点性の確保により、コンパクトで

持続可能な都市の構築に向け、計画的な市街地の形成に努めます。

◆近年、潤いや安らぎなど、人々の感性に同調するような景観への関心が高まってきており、市民が愛着と誇りを持ち、魅力を感じる都市景観の形成が求められています。

このため、今日まで引き継がれてきた美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進するとともに、瀬戸内海など、海・水辺を生かしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

◆近年、インターネットの普及を始めとする情報ネットワーク社会が急速に進展する中、高度な情報通信技術を活用した、産業の振興や市民生活の利便性向上などの取組が求められています。

このため、すべての地域において利便性が享受できるよう、通信回線のブロードバンド化など情報通信基盤の整備により、情報格差の是正に努めるなど、地域情報化を推進し、高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図ります。

政策

① 拠点性を発揮できる都市機能の形成

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高め、拠点性を発揮できる都市機能の形成を図るため、高松空港の機能強化や幹線道路の整備など、拠点性を高める交通網の整備を進めます。

また、本市の都市文化の創造拠点として整備したサンポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成やまちなか居住を促進する再開発を推進し、中心市街地の活性化に努めます。

施策

- ・ 拠点性を高める交通網の整備
- ・ 中心市街地の活性化

② 快適で人にやさしい都市交通の形成

多様な交通手段が有機的に連携した快適で人にやさしい都市交通の形成を図るため、鉄道新駅の整備や生活バス路線の運行の確保など、鉄道・バス等の公共交通機関の充実・強化や主要な駅等におけるパーク・アンド・ライドの拡充など、良好な交通環境の確保に努め、公共交通の利便性の向上を図ります。

また、自転車を持つ利便性を享受できる都市環境を創出するため、レンタサイクル事業など、快適な自転車利用の環境整備や放置自転車対策を推進し、自転車利用の環境づくりを進めます。

施策

- ・公共交通の利便性の向上
- ・自転車利用の環境づくり

③ 計画的な市街地の形成

コンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、計画的な市街地の形成を図るため、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、旧市域や合併地区の地域特性をいかした、地域における拠点性の確保を図ります。

施策

- ・適正な土地利用の推進
- ・地域における拠点性の確保

④ 魅力ある都市空間の形成

魅力ある都市空間の形成を図るため、承継すべき美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進するとともに、世界に誇れる瀬戸内海や日本三大水城の一つである史跡高松城跡の保存整備など、海・水辺をいかしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努めます。

施策

- ・地域に即した都市景観の創出

⑤ 高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化

インターネットの急速な普及などによる高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図るため、だれもがいつでも容易に様々な情報を受発信できるなど、すべての市民が情報化の恩恵を享受、実感できるよう、全市域を網羅する高速・大容量のブロードバンド・ネットワークの構築に向けて、情報通信基盤の整備を図るとともに、情報関連産業と人材の育成に努め、地域情報化を推進します。

施策

- ・地域情報化の推進

6 分権型社会にふさわしいまち

市民と行政の適切な役割分担の下、地域コミュニティの自立・活性化や多様なパートナーシップの構築により、コミュニティを軸とした協働のまちづくりを推進します。

また、簡素で効率的な行財政システムを構築するとともに、国・県などとの連携を推進する中で、社会の変革に即応した行財政運営に努め、分権型社会にふさわしいまちの実現を目指します。

◆近年、都市化や核家族化の進行などにより、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中、複雑・多様化する地域課題を、地域の人たちが、自らの問題としてとらえ、解決に向けて積極的に取り組む、地域自らのまちづくりが求められています。

また、市民・企業の意識やニーズが多様化し、行政需要が変化する中、市民の市政への参画意識の高まりや、NPOの活動の活発化など、市民の自発的活動をいかし、それぞれの役割分担を明確にしながら、共に市政を推進していくことが求められています。

このため、市民一人一人が主体的に地域のまちづくりに取り組み、地域力を高めることができるよう地域コミュニティの自立・活性化を支援するとともに、行政の透明性の向上に努める中で、市民・NPO・企業・行政等が共通の課題に取り組む多様なパートナーシップによるまちづくりを進め、コミュニティを軸とした協働のまちづくりを推進します。

◆三位一体の改革の進展など、本格的な地方分権型社会への構造転換が図られるとともに、地方分権改革推進法の成立により、第2期地方分権改革がスタートする中、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、自らの判断と責任で地域経営を行うとともに、更なる行財政改革を推進し、安定した行財政基盤を確立することが求められています。

また、国における道州制の検討など、国と地方の在り方の見直しが進む中、活力ある都市づくりに向け、地域の課題解決や地域目標の共有化のため、多様な主体との効果的な連携の推進が必要となっています。

このため、行財政改革計画を推進する中、簡素で効率的な行財政システムの構築に努めるとともに、都市間の広域連携や国・県、産学との連携を図り、社会の変革に即応した行財政運営を推進します。

政策

① コミュニティを軸とした協働のまちづくり

コミュニティを軸とした協働のまちづくりを進めるため、地域コミュニティ組織の充実や活動の支援、活動拠点の整備・充実を図り、地域コミュニティの自立・活性化を支

援します。

また、市政への市民参画の促進、協働の推進に努める中で、広聴・広報活動の充実、情報の公開・提供などによる行政の透明性の向上を図り、市民・NPO・企業・行政等がそれぞれの特性をいかしながら、共通の課題に取り組む多様なパートナーシップによるまちづくりを推進します。

施策

- ・地域コミュニティの自立・活性化
- ・多様なパートナーシップによるまちづくり

② 社会の変革に即応した行財政運営

社会の変革に即応した行財政運営を図るため、行財政改革計画を推進する中で、健全な財政運営に努め、組織・人事・給与の適正化や民間と行政の適切な役割分担の下での民間活力の導入、電子市役所の推進など、簡素で効率的な行財政システムの構築を図ります。

また、本市における住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める、本市まちづくりの最高規範としての自治基本条例を制定し、この条例に基づき、市民主体の市政運営を推進します。

また、県内市町を始めとする都市間の連携や国・県、産学との連携を図る中で、広域的な課題を始め、基礎自治体の在り方や新たな都市圏域の在り方について調査・研究を進めるなど、効果的な連携を推進します。

施策

- ・簡素で効率的な行財政システムの構築
- ・連携の推進

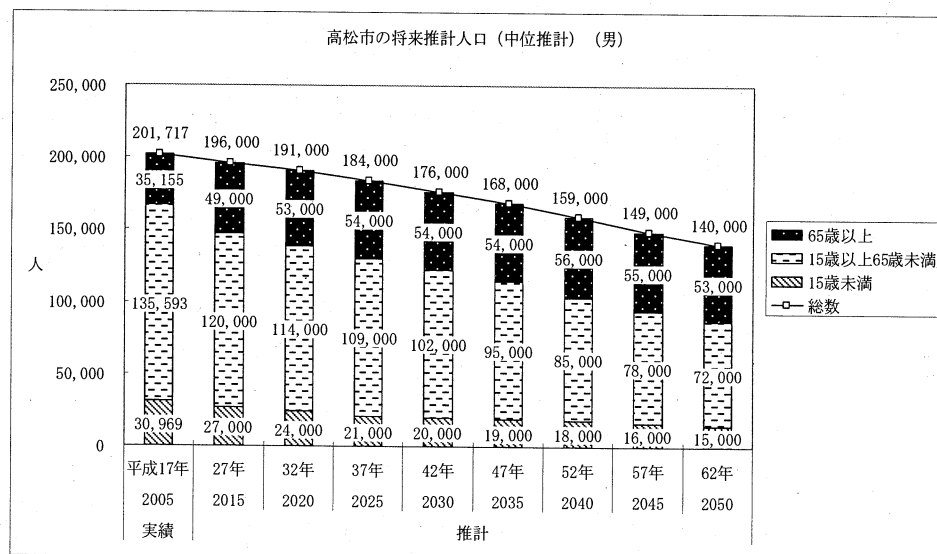
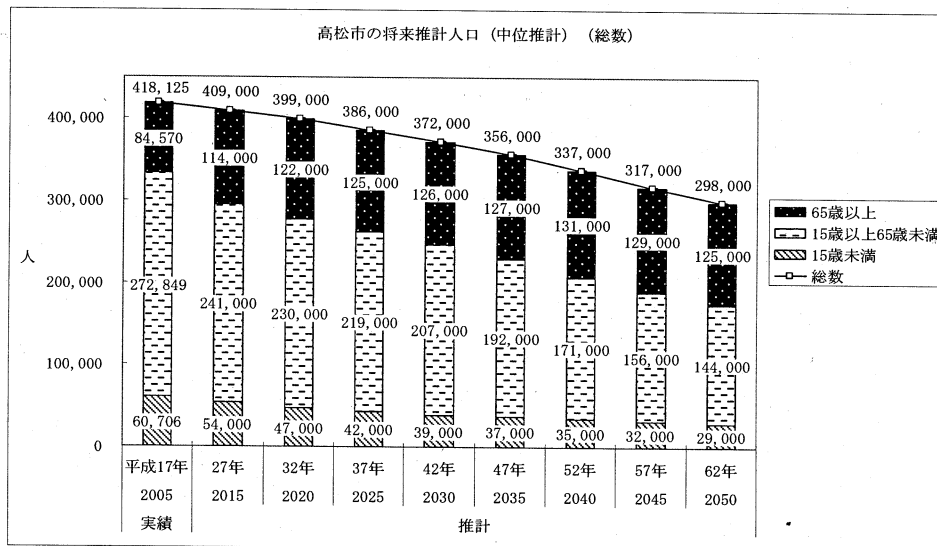
4 主要指標

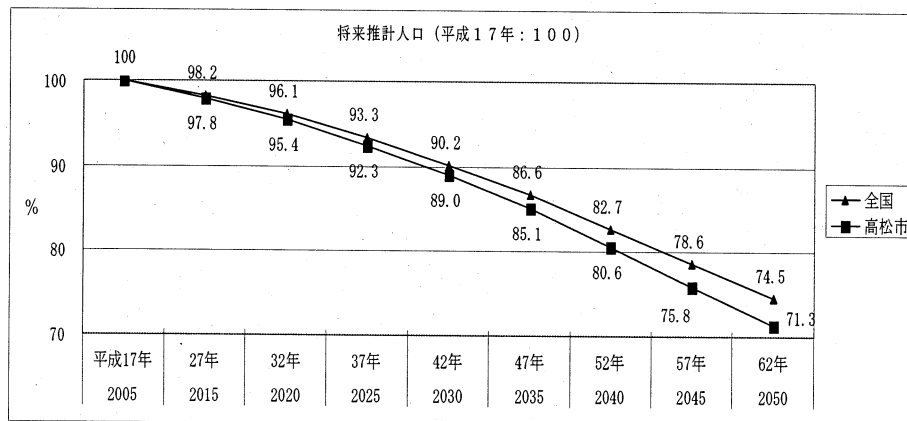
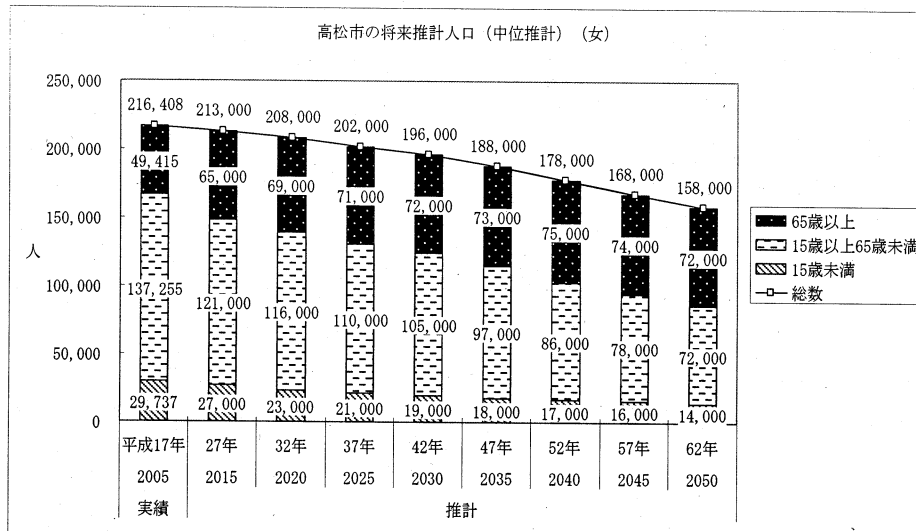
(1) 人口指標

ア 将来推計人口

本市の総人口は、今後、全国の傾向と同様に、減少が続き、総合計画の期間の最終年次である平成27（2015）年には40万9,000人（平成17年の97.8%）、平成42（2030）年には37万2,000人（同89.0%）、平成62（2050）年には29万8,000人（同71.3%）になると推計されます。

年齢階層別では、平成62（2050）年には平成17（2005）年に比べ、15歳未満および15歳以上65歳未満の人口がおおむね半数となるのに対し、65歳以上の人口はおおむね1.5倍になると推計され、少子・高齢化が一層進行するものと予測されます。





（注）平成17年国勢調査報告（総務省）における本市総人口を基準人口とするコーホート要因法による高松市推計

平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えるとともに、年齢不詳人口を各年齢階層に案分して計上

全国値は、日本の将来推計人口（平成18年12月推計（国立社会保障・人口問題研究所））の出生中位・死亡中位推計から作成

イ 将来推計世帯数・世帯当たり人員

平成27（2015）年の世帯数は、平成17（2005）年と比べて総人口が減少すると推計されるのに対し、1,000世帯余り増加すると推計されます。

また、1世帯当たり人員は、2.55人を割り込むと推計されます。

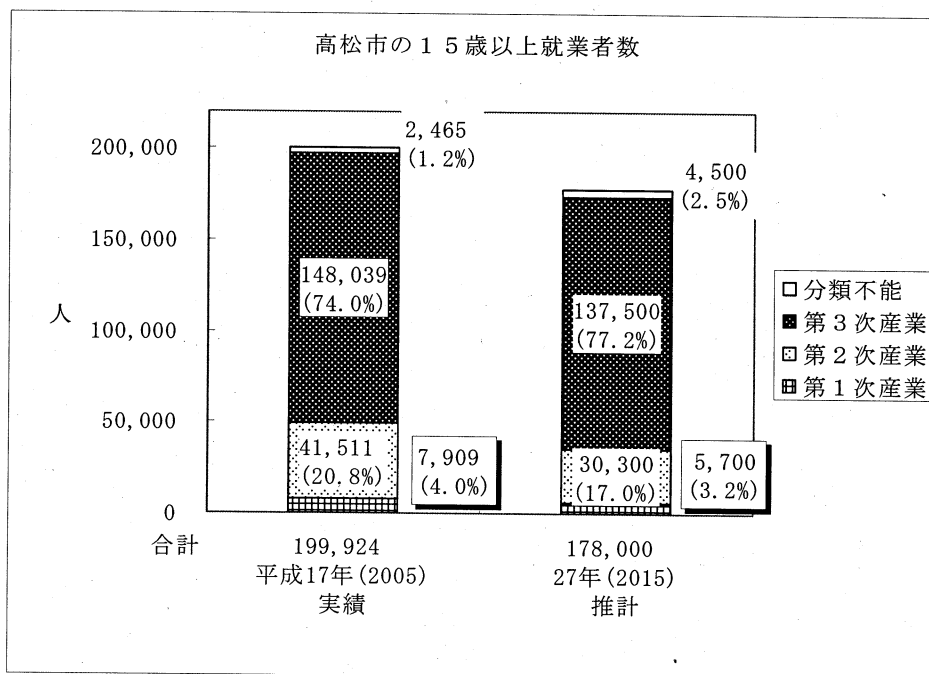
区分	実績	推計
	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)
世帯数	163,870	165,000
人口	418,125	409,000
1世帯当たり人員	2.55	2.48

（注）平成17年国勢調査報告（総務省）における本市一般世帯数を基準世帯数とする高松市推計

平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成

(2) 産業・経済指標

本市の15歳以上就業者数は、生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）の減少に応じて減少すると推計されます。産業別就業者数の構成比では、近年の産業構造の変化が今後も継続していくと予測されるため、第1次産業および第2次産業は減少し、第3次産業は増加すると推計されます。



(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市の15歳以上就業者数を基準就業者数とする高松市推計

平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成

第1次産業 農業、林業、漁業

第2次産業 鉱業、建設業、製造業

第3次産業 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されないもの)

5 土地利用構想

(1) 将来都市構造の基本的な考え方

本市は、環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市として、これまでの都市機能の集約をベースに、市街地中心部を始め、各地域の街・集落、自然豊かな農村地帯、そして讃岐山脈に抱かれた中山間地域までの多様で特色のある地域が融合し、一体となったまちづくりを進め、地域の総合力を発揮する中で、元気のある都市の創造を、都市づくりの基本的な考え方としています。

このため、地域特性などの諸条件を踏まえ、市域を大きく区分し、それぞれの地域の個性等を生かした重点的な機能集積を図り、特色あるまちづくりを進めます。

都心中心部においては、サンポート高松を中心とした新しい都市拠点機能の核づくりや既成市街地の再整備などを通じて、商業・業務機能の拡充や良好な市街地環境の整備などにより、高次都市機能の集積した中核拠点地域の形成を図ります。

また、都心周辺の既成市街地や都市近郊においては、これまでの集積を維持し、適正な市街地規模を確保する中で、地域における拠点性が発揮できる、自然環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図ります。

具体的には、中心部での都市機能の集約を図るとともに、各地域が特徴をいかしながら、地方中核都市ならではの都市的利便性と自然的環境を享受できる都市の実現に向け、都市計画の地域地区制度等の活用による、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市機能の拡散につながるような郊外でのインフラ整備の抑制など、公共投資を効果的、効率的に行うほか、公共交通の利用促進に努め、高松市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。

(2) 将来の都市構造の基本方針

未定稿

将来都市構造のイメージ

未定稿

6 地域別まちづくり

地域別まちづくりは、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、市民と協働して、個性と特色あるまちづくりを進めるためのものです。

このため、地域の現状と課題、地理的形狀、歴史的つながりなどを総合的に勘案し、それぞれの地域の活性化を図りながら、地域間の有機的な連携により、お互いの個性と特色を相乗的に高めていくエリアを設定し、それぞれの地域のまちづくりを進めます。

7 総合計画の推進

本市の目指すべき都市像「〇〇〇（未定稿）」の実現に向け、まちづくりの目標に掲げる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくため、健全な財政運営を図るとともに、適切な総合計画の進行管理に努め、総合計画を推進します。

【地域別まちづくり】

1 地域区分の目的と考え方

地域区分は、地域の特性や課題を整理する中で、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、市民と協働して、個性と特色あるまちづくりを進めるためのものです。

本市では、これまでも地域区分を設定し、地域別まちづくりの考え方を示す中で、相互に整合性のとれた特色あるまちづくりを進めてきましたが、平成16年5月に線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）制度の廃止を含む新しい都市計画制度が施行されるとともに、平成17年度の近隣6町との合併により、市域が著しく拡大するなど、地域を取り巻く環境は、大きく変化しています。

このようなことから、現在、見直しを行っている都市計画マスタープランにおける地域区分の考え方との整合性を始め、地域の現状と課題、地理的形狀、歴史的つながりなどを総合的に勘案し、それぞれの地域の活性化を図りながら、地域間の有機的な連携により、お互いの個性と特色を相乗的に高めていくエリアを設定することとします。

<参考>

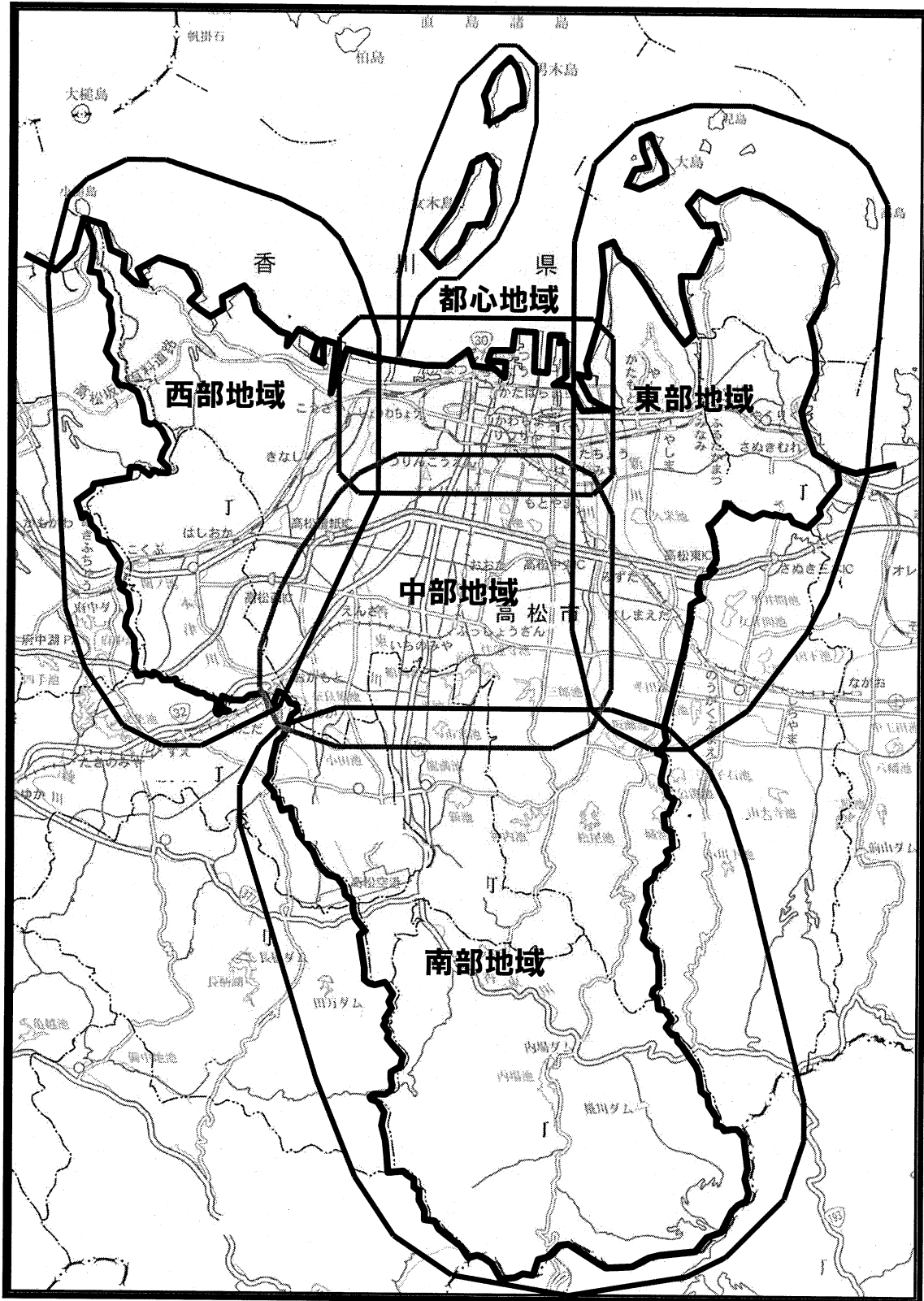
小学校区別人口

(平成19年4月1日現在:人)

校 区 名	人 口	校 区 名	人 口	校 区 名	人 口
日 新	3,357	屋 島 東	3,096	川 島	10,637
二 番 丁	10,871	屋 島 西	9,144	十 河	8,495
四 番 丁	4,003	前 田	4,718	植 田	2,782
亀 阜	15,254	川 添	9,615	東 植 田	1,382
栗 林	16,027	林	8,047	上 西	488
花 園	9,073	三 溪	3,505	塩 江	1,408
松 島	9,005	仏 生 山	8,788	安 原	1,517
築 地	4,220	香 西	10,981	香 南	7,998
新 塩 屋 町	5,078	一 宮	15,350	大 野	7,290
鶴 尾	11,640	多 肥	10,262	浅 野	9,443
太 田	12,645	川 岡	4,463	川 東	8,321
太 田 南	13,860	円 座	10,174	国分寺北部	12,425
中 央	11,103	檀 紙	7,612	国分寺南部	12,485
木 太	10,266	弦 打	10,413	庵 治	6,105
木太北部	8,185	鬼 無	5,902	庵 治 第二	158
木 太 南	10,417	下 笠 居	6,658	牟 礼	5,761
古 高 松	12,832	女 木	220	牟 礼 北	7,641
古 高 松 南	8,281	男 木	223	牟 礼 南	4,889
屋 島	10,084	総 数 (55 校区)		424,597	

注) 住民基本台帳および外国人登録に登録された人口を小学校区別に取りまとめたものです。

地域別計画エリア



2 地域別まちづくりの考え方

■都心地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、中枢管理機能が集積する地域であることから、これまで、サンポート高松総合整備事業を始めとして、拠点都市機能の整備が着々と進められてきましたが、一方で、市街地のスプロール化や大規模小売店舗の相次ぐ郊外立地によって、中心市街地の空洞化、中央商店街の活力低下が顕著となりつつあります。

また、女木・男木地区では、人々の流出とともに、高齢化が顕著になっています。

こうした地域特性を視野に入れ、整理した課題は、次のとおりです。

ア サンポート高松や玉藻公園、北浜アリーなどのウォーターフロントと中央商店街を始めとする既存市街地の連携強化により、都心の魅力をアップすることが重要となっています。

イ 小・中学校の統合に伴う、学校跡地等の有効活用が重要となっています。

ウ まち歩きを楽しめる歩道や沿道のアメニティ整備が重要となっています。

エ 快適な都市景観の形成により、新たな都心イメージの醸成が重要となっています。

オ 緑の景観整備を通して、人にやさしい都市空間の形成が重要となっています。

カ 沿岸部を中心に海拔が低いことから、高潮や大雨等に対する浸水対策が重要となっています。

キ 島しょ部では、基盤施設や生活関連施設などの整備や地域資源をいかした活性化策の検討が必要となっています。

(2) 交通の現況

- J R (高松駅・昭和町駅・栗林公園北口駅・栗林駅・木太町駅)
- 琴 電 (高松築港駅・片原町駅・瓦町駅・栗林公園駅・三条駅・今橋駅・松島二丁目駅・沖松島駅・春日川駅・花園駅・林道駅・木太東口駅)
- 路線バス等 (市民病院ループバス、ショッピングレインボー循環バス、朝日町線等)
- 航 路 (高松港、女木港、男木港)

(3) まちづくりの基本コンセプト

未定稿

(4) まちづくりの方向

ア サンポート高松から中央商店街などへの回遊性の確保に努めるなど、散歩が似合う街づくりを推進します。

- イ 商店街のにぎわいづくり事業を支援します。
- ウ 統合予定の小・中学校跡地等の有効活用を図ります。
- エ 片原町駅・瓦町駅周辺地区の整備に努めます。
- オ 「まちなか居住」のための住環境の整備を図ります。
- カ 空き店舗等を活用した商店街の活性化や地域活動の拠点づくりを支援します。
- キ 身近に緑と歴史が感じられるまちづくりを推進します。
- ク 高潮・大雨等に対する浸水対策に取り組みます。
- ケ 女木・男木地区において、引き続き離島航路の維持や国民健康保険直営診療所の運営を行うなど交通・生活基盤を整えます。
- コ 女木・男木地区の既存観光資源の活用とともに、空き家を利用した新たな活性化方策の検討など、地域活性化を推進します。

■中部地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、宅地化・都市化が進行している地域であり、特に、旧高松市南部の拠点として整備された太田第2地区においては、商業機能が集積するなど、新たな市街地が形成されています。

地域内には、高松自動車道のインターチェンジが立地するとともに、国道32号、国道193号などの幹線道路が整備されています。

また、地域内に立地する香川インテリジェントパーク内には、県立図書館・文書館、県産業交流センターや四国工業技術研究所、香川大学工学部などが整備されています。

また、地域南部には、仏生山地区の歴史的まち並みや仏生山公園、奈良須池、三郎池などのため池や里山があり、豊かな自然に恵まれています。

こうした地域特性を視野に入れ、整理した課題は、次のとおりです。

- ア 地域における良好な市街地を形成するための土地利用の誘導が重要となっています。
- イ 高速道路と連絡する広域的な道路の整備や周辺環境の整備が求められています。
- ウ 香川インテリジェントパークや周辺の整備による既成市街地との一体感のあるまちづくりが求められています。
- エ 都心部への車の流入を抑制し、円滑な交通を確保するための交通結節機能の強化が求められています。
- オ 歴史的まち並みや公園、ため池、里山などの地域資源をいかした取組が課題となっています。

(2) 交通の現況

- 琴電（太田駅・仏生山駅・空港通り駅・一宮駅・円座駅・岡本駅・元山駅）
- 路線バス等（御厩・県立総合プール線、香川中央高校・日生ニュータウン線、由佐・池西線、サンメッセ・川島・西植田線、塩江線等）
- 高速道路（高松中央インターチェンジ・高松檀紙インターチェンジ）

(3) まちづくりの基本コンセプト

未定稿

(4) まちづくりの方向

- ア 既存の商業集積をいかしつつ、居住環境に配慮する中で、計画的な土地利用の誘導に努めます。
- イ 高速道路と連絡する幹線道路の整備や周辺環境の整備を進めます。
- ウ 香川インテリジェントパークに立地する研究・開発施設などを核とする産業拠点や高松中央インターチェンジの立地効果を活用した拠点の形成を図ります。
- エ 通勤時間短縮や渋滞解消、環境対策など効果の高いパーク・アンド・ライドの充実に努めます。
- オ 中心市街地へのアクセス向上を図る新駅の整備検討を進めます。
- カ 歴史的まち並みや法然寺などの歴史資源、仏生山公園やため池、里山などの豊かな自然をいかした散策ゾーンの形成と有効活用を努めます。
- キ 香東川河川敷やため池を活用した潤いのある安全な環境づくりに努めます。
- ク 移転後の県農業試験場跡地の活用方策について、県と連携を図る中で検討します。
- ケ 各種災害に対応するため、高松市の新たな消防・防災の拠点施設として、南消防署の移転整備を進めます。
- コ 下水道、合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備を推進します。

■東部地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、JR高徳線、琴電志度線・長尾線、路線バスが充実する地区と公共交通サービスが不便な地区が混在する地域です。

また、古代山城屋嶋城の城門遺構を有するなど我が国屈指の歴史資産であり、観光地である屋島や源平古戦場などを有する特色のある地域です。

また、地域を南北に縦断する新川・春日川等の水辺地は、暮らしの中での身近な親水空間を形成するとともに、主要地方道高松長尾大内線の開通により、人、物の流れが変化しており、幹線道路沿道地区では、大規模小売店舗等が進出するなど、混在型の住居地域を形成しています。

また、地域北部は、三方が瀬戸内海に面した半島であり、風光明媚な景観や映画「世界の中心で、愛をさけぶ」のロケ地が観光スポットとなっています。

こうした地域特性を視野に入れ、整理した課題は、次のとおりです。

- ア 良好な住環境の保全と沿道利用の適切な誘導が重要となっています。
- イ バス路線の充実による都心部との公共交通サービスの向上が重要となっています。
- ウ 周辺地域との連携や市民活動など交流の拡大による観光地屋島の活性化が重要となっています。
- エ 過去に床上および床下浸水等の被害を受けているため、沿岸地域の高潮対策や自然環境に配慮した治水対策が重要となっています。

(2) 交通の現況

- J R (屋島駅・古高松南駅・八栗口駅・讃岐牟礼駅)
- 琴 電 (渦元駅・屋島駅・古高松駅・八栗駅・六万寺駅・大町駅・八栗新道駅・塩屋駅・房前駅・原駅・水田駅・西前田駅・高田駅)
- 路線バス等 (屋島大橋線、浦生線、庵治線、高松東病院・大学病院線、引田線)
- 高速道路 (高松東インターチェンジ)
- 航 路 (庵治港、大島港)

(3) まちづくりの基本コンセプト

未定稿

(4) まちづくりの方向

- ア 良好な住環境を保全するとともに、国道11号や国道11号高松東道路沿道の計画的な土地利用を促進します。
- イ 都心部との交通機関が不便な地域については、利用しやすい公共交通機関の充実に努めます。
- ウ 源平の古戦場、映画ロケ地等の周辺の地域資源などをいかし、本市の魅力的な観光の核として屋島のにぎわいづくりに取り組みます。
- エ 過去に床上および床下浸水等の被害を受けた沿岸地区の高潮対策に取り組むとともに、河川改修や水路・ポンプ場の整備など、浸水対策に取り組めます。
- オ 河川を活用した歩行者空間ネットワークの整備に努めます。
- カ 市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として東部運動公園の整備を進めます。
- キ 下水道、合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備を推進します。
- ク 土地を適正に管理し、公共事業の円滑な実施などの基礎資料とするため、地籍調査を計画的に推進します。

ケ 県道高松牟礼線から県道三木牟礼線に至る県道木田郡北部ルート（仮称）構想の推進を県に働きかけます。

コ 上記のほか、牟礼地区・庵治地区のまちづくりは、それぞれ、合併基本計画、建設計画に基づいて推進します。

■西部地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、都市化が進む地区と、自然が多く残された地区が混在しており、御殿浄水場を始め、衛生処理センター、香東川流域下水道香東川浄化センター、県総合運動公園など、多くの公共施設が整備されている地域であり、都心部との密接なネットワークを形成しています。

地域北部は、五色台を始めとする豊かな緑や河川、海浜など、自然資源に恵まれた地域で、盆栽や果樹、花きなど、特色ある農業が行われています。

また、地域南部は、瀬戸大橋を経て本州に至るJR・国道を擁し、高松空港にも近いなど広域的な交通結節機能を有しており、都市近郊農業地域としての水と緑の田園景観が保たれていますが、幹線道路沿線地区では、沿道サービス型の小売店舗等が進出して、混在型の住居地域を形成しています。

また、国分寺地区は、国の特別史跡である讃岐国分寺跡など多くの文化的資源に恵まれています。

こうした地域特性を視野に入れ、整理した課題は、次のとおりです。

ア 地域特性をいかした土地利用の形成と都市基盤の整備が重要となっています。

イ 幹線道路やバス路線の充実による都心地域との交通利便性の向上が重要となっています。

ウ 峰山や香東川などにより地理的に、中心地域と分断されているため、道路ネットワークの整備等が重要となっています。

エ 良好な自然環境の維持と生態系の保全や、文化財の保存・活用、広域観光レクリエーションゾーンや地域資源をいかした散策ゾーンの形成が重要となっています。

オ 過去に河川の一部が氾濫し、床上および床下浸水等の被害を受けており、自然環境に配慮した治水対策が重要となっています。

(2) 交通の現況

- J R（香西駅・鬼無駅・端岡駅・国分駅）
- 路線バス等（運転免許センター線、下笠居線、香西線、高松西高線、御厩・県立総合プール線、国分寺町循環バス）
- 高速道路（高松檀紙インターチェンジ・高松西インターチェンジ）

(3) まちづくりの基本コンセプト

未定稿

(4) まちづくりの方向

- ア 下水道、合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備を推進します。
- イ 国分寺地区において、支所の有効活用を始め、隣接する国分寺会館との連携も考慮する中で、コミュニティセンター機能も備えた地域の拠点となる文化施設の整備を図ります。
- ウ JR 端岡駅のアクセス性の向上や列車運行の改善等を関係機関に働きかけるなど、駅機能の強化に努めます。
- エ 本地域と都心部を結ぶ都市計画道路木太鬼無線の早期整備に努め、西部地域の活性化や交通の円滑化を図ります。
- オ 地下水を有効活用した水運用計画に基づき、御殿浄水場における水道水源の安定的確保を図るため、都市計画道路木太鬼無線の道路改良工事に併せて導水管を布設します。
- カ 全国的にも有名な松盆栽を始め、果樹や花きなどのブランド化に努め、農業の振興を図ります。
- キ 海岸線や五色台、ため池、河川などの水辺景観や豊かな生態系などの保全と散策ゾーンの形成に努めるとともに、文化財の保存・活用を図ります。
- ク 河川改修や水路・ポンプ場の整備など、浸水対策に取り組みます。
- ケ 上記のほか、国分寺地区のまちづくりは、建設計画に基づいて推進します。

■南部地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、山、川、花や緑等の自然環境に恵まれた、水資源を供給する自然と共生している潤いのある地域であり、特に地域南部では、豊かな森林資源や温泉等を有しており、広汎な人々にグレードの高いレクリエーションや保養の場を提供しています。

また、地域北部は、空の玄関である高松空港を擁しており、都心部とはリムジンバスにより30分余りで結ばれています。

また、地域東部では、お茶栽培等の農業生産が活発ですが、他の地域に比べ公共施設が少ない地域であり、公共交通機関が未整備の地区や上水道の未給水地区もあります。

こうした地域特性を視野に入れ、整理した課題は、次のとおりです。

ア 自然環境と調和した良好な住宅環境の形成と各住区における地域施設のネットワ

ークの形成が重要となっています。

イ 幹線道路やバス路線の充実による交通利便性の向上が重要となっています。

ウ 温泉を核とし、森林浴や農業体験など地域資源をいかした保養型・体験型の観光交流が重要となっています。

エ 快適な自然環境の形成と生態系の保全が重要となっています。

(2) 交通の現況

- 琴 電 (仏生山駅・空港通り駅)
- 路線バス等 (高松空港リムジンバス、香川中央高校・日生ニュータウン線、由佐・池西線、サンメッセ・川島・西植田線、塩江線、香川町コミュニティバス、香川町シャトルバス、塩江町コミュニティバス)
- 空 路 (高松空港)

(3) まちづくりの基本コンセプト

未定稿

(4) まちづくりの方向

ア 自然環境と調和した良好な居住環境の形成を促進するとともに、無秩序な市街化、商業施設の立地等を避けるため、適正な土地利用を誘導します。

イ 様々な機能を有する森林の保全を図り、水資源の確保や潤いのある空間を創出するとともに、里山、ため池、河川などの水辺景観や豊かな生態系の保全・有効活用に努めます。

ウ 地域の足としての公共交通機関の確保と生活道路の整備を推進します。

エ 通勤時間短縮や渋滞解消、環境対策などに効果の高いパーク・アンド・ライドの活用を支援します。

オ 上水道の未給水地区の解消を計画的に推進します。

カ 認定農業者や新規就農者など意欲ある農業者の確保・育成と集落営農組織の育成を図るとともに、遊休農地を活用したふれあい市民農園など、農業に親しめる仕組みづくりに努め、農業を通じた交流を促進します。

キ 下水道、合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備を推進します。

ク 南部地域の核となる特色あるスポーツ施設の整備を進めます。

ケ 次代を担う子ども達の好ましい教育環境を実現するため、塩江地区の合意形成の動向を踏まえながら、学校の統合を進めます。

コ 土地を適正に管理し、公共事業の円滑な実施などの基礎資料とするため、地籍調査を計画的に推進します。

- サ 香東川水系の治水対策や渇水時等の水源確保のため、椈川ダムを整備を促進します。
- シ 市南部における東西幹線道路として県道三木綾川線バイパスルート（仮称）構想の推進を県に働きかけます。
- ス 上記のほか、塩江地区・香川地区・香南地区のまちづくりは、建設計画に基づいて推進します。

【総合計画の推進】

1 総合計画の推進

未定稿